

第7回鴨川府民会議 概要

第1 日時 平成21年9月1日（火曜日） 午後1時30分から4時50分まで

第2 場所 京都府公館レセプションホール

第3 出席者

【公募、有識者メンバー】

金田章裕（座長）、川崎雅史（副座長）、内田正明、大牟田英子、河野真典、
北村保尚、金剛育子、菅恒敏、杉江貞昭、田中真澄、土居好江、中村桂子、
西村淳暉、細田茂樹、堀正勝、森田宏明
（座長・副座長以外五十音順）

【行政メンバー】

京都府 小泉和秀（京都土木事務所長）

【事務局（京都府）】

安藤淳（建設交通部長）、前林保典（建設交通部技監）、田井中靖久（建設交通部理事）、
福井司郎（建設交通部河川課参事）ほか

【一般傍聴 5名】

第4 内容

1 開会あいさつ

○事務局（田井中）

お待たせいたしております。まことに申しわけございません。本日は皆様お忙しいところお集まりいただき、まことにありがとうございます。ただいまから「第7回 鴨川府民会議」を開催させていただきたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

本日、進行役を務めさせていただきます、京都府建設交通部河川課の田井中でございます。この7月に森の後任で建設交通部理事河川課長事務取扱を拝命いたしました。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、京都府建設交通部長の安藤からごあいさつを申し上げます。

○事務局（安藤）

皆さん、こんにちは。ただいま紹介いただきました安藤でございます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、第7回鴨川府民会議に御出席をいただきまして、ありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

さて、ことしの梅雨は非常に大変長い梅雨でございまして、山口、兵庫等で非常に大きな災害があったことも記憶に新しいところでございます。幸い京都府では大きな災害というものはありませんでしたが、またこれから台風シーズンも迎えます。そういう中で、引き続き河川管理のほうをしっかりとやっていきたいと考えているところでございます。

さて、本日の府民会議でございしますが、お手元に次第をお配りしておりますが、大変盛りだくさんの内容となっております。主なものといたしましては、昨年度に「水辺の回廊整備・鴨川創造プラン」ということで、今後の5カ年間の鴨川の整備の計画をつくったところでございますが、本日、今年度の工事予定について御意見を伺いたいと、かように考えているところでございます。

また、鴨川条例につきましても2年目を迎えて、この夏のバーベキューですとか打ち上げ花火などの迷惑行為は、以前に比べますと格段に減っているところでございます。しかし、規制を進めていく中で課題も出てきておりますので、そういった点につきましても本日御意見をいただければと考えてございます。

さらに、前回に引き続きまして、本日も府民会議のメンバーの皆様方から鴨川につきまして意見発表をお願いしているところでございます。本日の皆様の御意見を踏まえまして、できるだけよい鴨川づくりに取り組んでいきたいと考えております。活発な御議論をお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

○事務局（田井中）

ありがとうございました。

次に、本日出席の行政メンバーを紹介いたします。京都府京都土木事務所長の小泉和秀でございます。

○小泉（京都府京都土木事務所長）

小泉でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（田井中）

なお、本日は楠田恭一様、サリー・マクラーレン様、新川達郎様、二條雅荘様、丸毛静雄様、三谷桂和様、土屋義信様は欠席でございます。また、行政メンバーの京都市建設

局建設企画部担当部長の大嶋政夫様につきましては急な公務のため欠席となりましたが、本日の議事内容につきまして改めて事務局からお伝えをいたします。

続いて、京都府の出席者を紹介いたします。安藤建設交通部部長です。

○事務局（安藤）

よろしく申し上げます。

○事務局（田井中）

前林建設交通部技監です。

○事務局（前林）

よろしく申し上げます。

○事務局（田井中）

私、建設交通部理事の田井中でございます、よろしく願いいたします。そのほか関係職員が出席いたしております。

議事に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。本日は資料として、次第、裏面が配席書になっている出席者名簿、それと資料1から資料10までを用意させていただいております。不足等ございませんでしょうか。会議の途中でも結構ですので、不足などございましたら事務局にお申し出いただきますようお願いいたします。

それでは、早速議事に入らせていただきますが、議長は座長にさせていただくことになっております。金田様、議事の進行をどうぞよろしくお願いをいたします。

○金田座長

それでは、第7回の鴨川府民会議を始めさせていただきます。御多忙のところ、また、秋らしいといえば秋口らしいのですが、しかし夏がぶり返してきたといえばぶり返してきたという暑さでもありますけれども、お時間をいただきまして大変ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日、先ほどの話にもありましたように盛りだくさんで、幾つか必要な報告事項、それから、ぜひとも意見交換をお願いしたいことがございまして、それをまずはたくさん並べております。それから、本日の一つのメインイベントであります、前回に引き続き、メンバーによる意見発表ということをお願いしております。どうぞよろしくお願いいたします。予定は4時30分を目指してやりたいと思っておりますので、どうぞ御協力をお願いします。これは全く信用がないと思えますけれども、どうぞよろしくお願いを

いたします。

それでは、まず報告事項の1につきまして事務局のほうからお願いいたします。

2 報告事項

(1) 鴨川河川敷における放置自転車対策について

○事務局（福井）

河川課の福井でございます。

それでは、報告事項の(1)で、鴨川河川敷における放置自転車対策についてということで、資料1について御説明申し上げます。

鴨川河川敷における放置自転車対策については、鴨川条例により京都府が実施しておりますが、第5回府民会議においても鴨川における迷惑行為を課題にしたときに、京都府と京都市が連携して効率的、効果的な対策を進めるようにとの御意見をいただいたところでございます。その意見も参考にし、京都府と京都市で協議を行っておりましたが、去る7月28日に知事と市長の懇談会が開催され、来年4月から鴨川河川敷の放置自転車対策は京都市が実施するという合意いたしました。

合意した内容につきましては、資料にありますように、1番目に、鴨川河川敷の放置自転車対策として、来年の4月から京都市が鴨川周辺道路敷とともに鴨川河川敷の放置自転車を撤去する。2番目に、京都府が現在、鴨川河川敷で撤去した放置自転車を保管するために使用している京都府のくいな橋の自転車等保管所を京都市に無償で提供する。3番目に、鴨川及びその周辺の放置自転車問題を解決するために、京都府は駐輪場整備用地として川端七条下るの河川敷を京都市に無償で提供し、京都市が駐輪場を整備するという内容でございます。それを伝える新聞記事を掲載しております。来年の4月の放置自転車対策の主体が変わりますことを広く府民の方に周知をしてみたいと思います。

報告は以上でございます。

○金田座長

ということで、鴨川府民会議での意見交換の御意見を受け入れていただいて、市と府が協議してこういう形に持っていったということ、これを成果として誇るのはいかなものかと思うところもないことはないのですが、しかしながら府と市の協調の政策となりますことを大変よろしいと、結構なことだというふうに思います。何か御発言はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、まずは成果があったということで、その次の報告事項の2のほうの説明をお願いします。

(2) 鴨川四季の日～夏～の実施について

○事務局（福井）

それでは、報告事項の2「鴨川四季の日～夏～の実施について」、資料の2でございますが、ことしの夏の日は8月8日から16日までとして、資料にお示ししていますようにホームページでの情報発信や府庁内の展示、鴨川納涼での出展を行いました。鴨川納涼では430名の方にチラシとか啓発物品の配布を行っております。

あと、資料の裏面には、鴨川探検ということで、先日行いました鴨川での魚釣りとお水辺の自然観察会の様子を載せております。

報告は以上でございます。

○金田座長

はい、ありがとうございます。この「鴨川四季の日～夏～の実施について」も御発言はございますでしょうか。御質問等ございましたら。

それでは、これも順調に進んでいるという理解でよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、報告事項の(3)番目「京都 知恵と力の博覧会について」、これは前回御議論いただいたところでございますが、これにつきまして事務局から報告をお願いします。

(3) 京都 知恵と力の博覧会「River Side 鴨川フェスタ2009」について

○事務局（福井）

それでは、資料3の「京都 知恵と力の博覧会について」ですが、このイベントはことしの秋に予定されているもので、鴨川に係るイベントでありまして、前回府民会議でも御報告をさせていただいたところです。前回、夜間にイベントを行うものであれば利用者の安全確保の観点での照明設置のみとし、華美なものについてはしないようにという御意見をいただいております。今回は府民会議での意見を踏まえ、イベントの具体的な内容を報告するものでございます。

資料のちょうど中ほどに環境というところがございますが、エコ灯ろうを活用した来

場者の誘導（御池～三条）ということで、イベントの内容を載せております。後ろ側に鴨川フェスタの会場イメージということで、御池大橋から三条大橋の間、ここにエコ灯ろうという形で灯ろうを置く。それとあと、四条大橋のところに少しエコ灯ろうを置くという内容になっております。来場者の安全確保を目的に設置されるものでございます。同じこの場所において、既に8月に鴨川納涼が実施されておりまして、その内容に沿ったものということで今回計画されていると説明を受けております。それで許可することが妥当であると考えております。

また、このイベントの機会をとらまえて鴨川条例の啓発をしたいと考えております。

報告は以上でございます。

○金田座長

何か御質問など。はい、どうぞ。

○田中

田中です。「鴨川フェスタ2009」について、前回の府民会議で委員の方々からも少し異論が出ておりましたが、夜間に積極的に人を誘導するような照明については河川管理者としては設置しないという基本姿勢があるわけなので、それをかんがみてエコ灯ろうを活用した来場者の誘導と書いてありますが、これは結局はやっぱりその誘導して歩きやすいように明るくして、夜間人に通っていただくという、その考えは一緒だと思うのですが、こういう基本がある以上は、やはりきちっとした説明をしていただきたいなと思うのと、エコ灯ろうというのは一体どういうものか、具体的な説明もしていただきたいなと、かように思っております。

○金田座長

事務局のほうからお願いします。

○事務局（西村）

事務局の西村でございます。私のほうから御説明をさせていただきたいと思っております。

田中委員のほうで御指摘いただきました夜間の河川敷に積極的に人を誘導するような照明施設については設置しないというような形で、既にあらゆる機会に河川管理者として意見を書かせていただいているところでございます。これは恒久的な照明の取り扱いについて意見を書かせていただいているところでございまして、今回のような一時使用のイベントの内容とは若干異なるのかなというふうに認識しております。

今回のエコ灯ろうにつきましては、ごらんいただきましたように、鴨川の護岸の橋の

ところ、みそそぎ川の際のところ、非常に暗いと段差があったりして御来場者の方が転倒したり川に落ちたりというような事故が発生しやすい部分について、少し照明でここから危険であるという明示をしていただけるものかなというふうな認識をしております。

それと、先ほどの御意見の中で、エコ灯ろうというのはどんなのかなというお話がございましたが、事務局のほうの説明を聞いているのは、太陽光の発電でこの電気を点灯すると。電灯についても従来の電灯ではなくて、LEDを使って少し省エネルギー系のものを試しにやってみるといような形のことを聞いております。

以上でございます。

○金田座長

ということで、積極的な誘導照明ということではなくて、安全確保のための目的を中心にお考えになっているというふうに説明されているのだというふうに思いますが、何かほかに御質問あるいは御意見ございますでしょうか。

それでは、今、田中委員のほうから繰り返していただきましたような基本的な趣旨を御理解あるいは基本に据えていただきまして進めていただきますことをお願いいたします。

それでは、次に移らせていただいてよろしいでしょうか。

報告事項の（４）でございますが、「鴨川の環境保全区域内の動きについて」ということで事務局のほうから御説明をお願いします。

（４）鴨川環境保全区域内の動きについて

○事務局（福井）

「鴨川環境保全区域内の動きについて」ということで、資料の４について御説明申し上げます。鴨川環境保全区域については、鴨川条例施行規則で鴨川と並行する道路の高さを区域指定しているところがございますが、この区域内で２つの動きがありますので、それについて御報告させていただくものです。

資料４にありますように、まず同区域内で約8,300㎡の遊休土地を自然公園として整備するように府民会議で検討してほしいとの要望書が提出されているものでございます。これが１つです。

裏面をごらんください。鴨川環境保全区域につきましては、条例の抜粋をつけておりますが、鴨川条例第８条にありますように、鴨川等の清流を守るため鴨川等の区域に土砂等が流入することを防止する必要があると認める区域を既に指定しております。また、区

域内の行為につきましては、鴨川条例第9条第1項により、土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為、及び工作物の新築又は改築を行う者は知事の許可を受けなければならないとしております。この内容を審査するための基準を現在策定中ですが、この条例第9条第1項に係る許可申請が1件出されてきております。この申請につきましても、先ほど申しました基準によりまして審査するというようにしておりますので、報告をさせていただきます。

以上でございます。

○金田座長

お手元の資料のような要望書、この府民会議の座長あての、私の名前が間違っておりますが、要望書が出てきておりまして、この遊休土地というのは、所有者はどこなんでしょう。

○事務局（西村）

事務局から補足して御説明をさせていただきたいと思います。遊休土地の概要面積8,300㎡というふうになっておりますが、この土地につきましては、もともと建設業を営んでおられる会社のほうが資材の置き場ということで、昭和61年ごろから使用されていたということで認識しております。平地の部分が8,300㎡で、のり面とかを合わせますと1万2,000㎡ほどの土地を有しておられるところだったのですが、昨年だったと思うんですが、会社のほうが経営困難ということで倒産というふうになられまして、現在は破産管財人のほうが土地を管理されているというふうになっております。

以上でございます。

○金田座長

それに関する取り扱いの規定の細目といいますか、具体的な条項を今整備しつつあるということでございますね。その場合にこの基本的な鴨川条例の方向性を大切にさせていただくということだろうと思いますが、はい、どうぞ。

○田中

非常にどういう行為開発がまた行われるかわからないのですが、情報の公開、みんなが共有するという意味では今認識しておられるところを支障がない限り公表していただきたい。例えばどういう企業だとか、どういう状況で申請されているのか、支障のないところだけ御説明していただければありがたいと思います。

○金田座長

はい、どうぞ。

○事務局（西村）

田中委員の御質問ですが、裏面の現在申請が出ている内容につきましての御質問ということでもよろしいでしょうか。裏面のほうに書かせていただいております申請内容でございますが、鴨川環境保全区域内の行為でございます。鴨川沿いに府道があるのですが、その道路の横の土地を使用するに当たりまして、一部擁壁を立てて、土砂を入れて、平らな土地をつくって、そこを使いたいという内容でございます。使用される方は、個人名を出すことはできませんが、材木を扱っておられる会社というふうにお伺いしております。使い方としては、近隣の山から切り出した木材をそこで一たん仮に置いておかれて、また改めてトラック等で搬出されると、それ用に使う土地というふうにお伺いしております。

以上でございます。

○金田座長

ほかに何か御質問ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○堀

区域内の盛土とか、そういうのは禁止するというふうには書いてあるのですが、鴨川の堤防ののり面の鴨川の反対側というんですかね、鴨川に堤防があつて、鴨川側ののり面があつて、上があつて、逆の陸地側にまたのり面がある、その陸地側ののり面はどのようなのですか。この対象の範囲なのですか。

○事務局（西村）

事務局から説明させていただきます。

鴨川環境保全区域の区域図を今回お配りしていないのですが、区域の設定をしておりますのが、ちょうど鴨川に鞍馬川が合流しているところから雲ヶ畑に向かっての山の中でございます。鴨川が流れておるのですが、その横側はのり面になっておりまして、東側に府道が走っております。府道の横はまた山のほうになっておりますので、今おっしゃっていただいているようなのり面というか山の斜面があるというような状況でございます。その道路から鴨川までの間が急な斜面になっておるのですが、今回の申請はその一部を使いたいというような形で出ているものでございまして、そこにありますように、知事が申請を受けて審査をして許可をするというような案件になってございます。これは従前でしたら、民間のこの土地の部分につきまして河川管理者がとやかくということがなかなか言

えなかったのですが、条例をつくって、条例の中に盛り込んでいただきまして、河川管理者として土砂の流入を未然に防ぐというような観点での審査ができるようにしていただいたというものでございます。

○堀

葵橋から上の北大路橋、それから植物園の横は植物園ですし、その上の北山橋から御菌橋までの間の東側の堤防の陸側ののり面をあたかも自分の家のように盛り土したり囲ったりしているおうちがあるんです。堤防を今度いじったりするとき、何かのときに、そういう、あたかも自分の家のように囲いしたりとか盛り土したりしたところというのは問題には、そのこのところの話はこういったものの対象にはならないのですか。

○金田座長

お願いします。

○事務局（西村）

おっしゃっていただいているのがこの鴨川環境保全区域と条例で決めている区域のことではなくて、従前から鴨川で設定しております河川保全区域の中の行為だと思います。おっしゃっていただいているような盛土とか構造物を入れる場合につきましては、河川法第55条だったと思うのですが、その許可を受けていただく必要がございます。おっしゃっていただいている内容につきまして、現地の土木事務所と現地のほうも確認させていただきたいと思います。

ただ、そのこの部分ではないのですが、周辺の盛土、構造物につきまして随時チェックをして、違反というふうに見受けられるものについては、順次指導しておるのが実情でございます。

○金田座長

はい、どうぞ。

○田中

たびたび済みません。今のところ、それでは材木の置き場という形で使用目的ということで申請しておられるということですね。

堀委員が今言われたのですが、実は堀さん、環境保全区域は鞍馬川と鴨川が合流する、あそこから北のほうに設定しております、そこから下は今おっしゃったように河川法で制約を受けております、その上流だけがこの条例で設定されている環境区域になってまして、今の申請の出ているその場所につきましては無堤防のところなんです。堤防はないの

です。いわゆる森林河川になっているわけで、その河川敷に実はこれだけの広さのところ
が倒産という形で業者がもう手放してしまったところへ今の話の続きとして出てきている
わけで、そこを新たに開発した、あるいはする違反行為が出てくればどういことをすれ
ばいいのかということで京都府に今申請が出ていると、そういうことなんですね。だから、
どういぐあいに京都府がこれを認識されるかというところで、許可がもしおりるとした
らこの条例に基づいたきちとした制約が守られるかどうかというところを心配しながら
意見を出しているというところでは

○金田座長

はい、どうぞ。

○事務局（西村）

済みません。ちょっと私の説明が十分でなかったみたいで、田中委員のほう若干勘
違いされているところがありまして、改めて御説明させていただきたいのですが、資料4
につきましては、2つの内容を載せさせていただいております。

1つ目の内容としましては、現在、遊休になっている8,300㎡の土地を何とか自然に返
してもらえないかというような観点だと思っておりますが、自然公園の設置、整備ができな
かというような要望をいただいている、これが1件でございます。裏面は全くちょっと違
う場所でございます。違う場所で申請が出されているものでございます。この裏面のほう
の行為が先ほど言いましたように木材を一時的に置いておくというような形の申請になっ
てございます。

○金田座長

ほかに。はい、どうぞ。

○田中

次の段階としまして、現実の問題として今ここに出されているいわゆる自然公園とし
ての保存の仕方、環境を守るためにそういう形で何とか将来に自然公園としたような形で
残していこうという場合、それは現実的には府の管理者としては、具体的に何かお考えを
お持ちなのでしょうか。

○金田座長

いかがでしょうか。事務局、はい。

○事務局（西村）

具体的にというところまでは現在行っておりませんで、実は鴨川府民会議あてのこの御

要望につきましては、事務局をやっております河川課のほうに先日御提出いただいたところでございます。内容といたしまして、自然公園としての整備ということを書いていたおるのですが、御要望をお持ちいただいたときにも申しておったのですが、河川管理者としてこの部分を公園として整備するのはなかなか難しいのかなと。ただ、府民会議の事務局としてこれをお受けいたしましたので、まずは皆様方に御報告するとともに、こういったものについてどう取り扱っていくのかも含めて御意見を伺うほうがいいのかなどということを出させていただいたところでございます。

○金田座長

今のような趣旨をもう一度確認していただいているのですが、いかがでございましょうか。はい、どうぞ。

○堀

ここの現地というのは、自転車で行けば見に行ったりできるのですか。

○金田座長

はい、どうぞ。

○事務局（西村）

少し遠いのですが、雲ヶ畑の集落のちょっと手前まで行っていただかないとわからないところでございます。道路から下ですので、鴨川が下のほうに流れておりまして、そこまでの斜面でございます。非常にフェンスとかもすき間があいておりますので、見やすい状態でございます。

○堀

何か意見を言えと言われても、ちょっと現地を見てないと何とも言いようがないかなと思ったので。前に上流の調査のときに産業廃棄物の置き場にうずたかく積まれていて、門のところを見ていたら中の人がかうさん臭い顔で「何や」と言って出てこられたというのが記憶にあるのですけれども、ああいうのを見ているとやっぱりないほうがいいのか。絶対こういうのはないほうがいいのか。例えば、そういう汚染物質が流れないにしても、この間の兵庫県の洪水なんかを見ると、資材置き場とかなんかはやっぱり置いてあるだけですので、何か雨が流れる、洪水が出ると全部流されて下流の被害を増大させるのではないかなという気がします。だけど、見てないので何とも言えない。

きょうはこれは報告を受けるだけでいいのですか。何か意見を言えという話ではないと。どうもありがとうございます。

○金田座長

いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○中村

これは府民会議が預かった形になっているのですか。要望書を受けたのですね。ちょっと全然私たちにはまだ具体的にはっきりした場所もわからない。大体見当はつきますが、自然公園にすることはできるのですか。何にできるのかも全くわからないし。

○金田座長

いや、河川敷の中ということになりますと、それは自然公園というのは制度的にはちょっと難しいとは思いますが、ただ一般的に、鴨川は都市公園に準じた空間という位置づけで皆さんに議論していただいたり、改善のためのいろんな御意見をいただいているわけですので、その延長上でその趣旨に沿って考えるということが必要だろうと思えますけれども、明確に自然公園というこういう形はちょっと難しいと思います。

○中村

自然公園なんて解釈の仕方です。いろんな都合のいいように絵がかけられるのですが、府民会議としてこういうふうな形がとれますよというふうな何点かを提示いただいたら、意見なんかも出していけると思うのですが、漠然と公園にはできそうにないなぐらいだったら、ちょっと何か意見の言いようがないなという感じがします。

○金田座長

ありがとうございます。ほかに御意見は。はい、どうぞ。

○田中

確かに自然公園という言葉の中にいろんな意味がありますので広範囲にわたると思いますが、ただ、鴨川に少なくとも負の影響を与えない環境づくりをやはりその場に残していくという。将来に向かって例えば木を植えるとか、水と緑の一つの公園、あるいは子供たちがやってきてそこで勉強するとかいうような、そういう場所にできれば理想的なのですが、しかしやはり先立つものはお金の問題であり、そういうことが最初に組み込まれなければなかなか前へ進めない。一時期ナチュラルトラストで何とかそこをみんなでできるだけ多くの人で買い上げて、それでその中で何か生まれてくれればいいという感もあったのですが、そういうことも含めて、できたらもう少し期間を置いていただければ府市民も何かそういういい方向で動けるのではないかと。だから、情報発信はなるべく早く共有し、公開してほしいなという気持ちでいるわけです。

○金田座長

ほかに御意見はございませんでしょうか。ただいま田中委員のほうから御指摘がありましたように、情報公開するということでは今回こういう府民会議あての要望書があって、それをもとにして意見交換が行われたということは、少なくとも公開されるわけでございますし、公開すべきことですので、それに基づいてまた意見を交換することが可能です。ただ、こちらとして意思決定機関ではございませんので、意見を申し上げて、できればいい方向に施策をお考えいただくということでございますので、事務局あるいは土木のほうには、ぜひとも鴨川条例の趣旨に従いまして方策をお考えいただきたいということと、その前に中村委員のほうから御指摘がありましたように、その方策の可能性の幾つかについて、ここで決定するわけではないけれども、こういうことが考えられるというようなことにつきましても、もうちょっとこれから準備期間がありますから第8回るときにでも少し意見を加えていただくとありがたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（西村）

今回、8月の中旬でございますが、御要望いただいて、取り急ぎ今回に先ほど座長がおっしゃっていただいたように御提示をさせていただいたところでございます。庁内でもこれが本当にどう取り扱われるのか、取り扱っていくべきなのか、もう少し議論をした上で第8回に御報告なり意見をいただくような場を設けていきたいなというふうに考えております。そのときには、先ほど堀さんがおっしゃっていただきましたが、状況の写真であったり、具体の場所であったり、もう少し資料のほうもちゃんと整備をしていきたいと思っております。さらに、裏面のほうの審査基準の状況でございますが、これも、もう少しちゃんとしたものが御提示できるのではないかというふうに考えております。この辺も十分皆さんにオープンになるようなことを考えていきたいと思っております。

○金田座長

つきましては、この件についてはそういったことで急いで報告いただいたということでございますので、次回には意見交換のほうの議事にしていただいて、少し具体的な意見をいただけるように進めていただくようお願いしたいと思います。

それで、一応の報告事項の予定は以上ですが、先に進ませていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次のほうの意見交換の議題に入らせていただきます。

まず、意見交換の(1)番「鴨川の工事について」ということですが、事務局のほうか

ら説明をお願いします。

3 意見交換

(1) 鴨川の工事について

○事務局（山本）

河川課計画担当の山本でございます。よろしくお願いたします。座りましてちょっと御説明させていただきます。

平成21年度の鴨川の工事につきまして資料5のほうでございますが、今年度の工事内容でございますが、まず昨年度に「水辺の回廊整備・鴨川創造プラン」ということで、今後5年間の具体的な整備内容、それから30年間の鴨川の河川整備に関する目標等を定めた河川整備計画を策定いたしまして、ちょっと似たような名前がたくさん続いて申しわけないですけれども、今年度から「鴨川水辺の回廊創造事業」ということで、京都府の当初予算の中でも一つのメニュー出しとして鴨川の整備をしていこうということで、鴨川で実施いたします河川工事それから公園工事を一くくりにして事業を進めていこうと、工事を進めていこうというふうに考えております。

昨年まとめさせていただきました鴨川創造プラン（アクションプラン）に基づいて、大きく事業として整備の事業と、それからその前段階で基本的に検討する事項ということで、(1)にございますような「府民による新しい鴨川づくり推進事業」というのを設けております。

まず、具体的にこの「鴨川水辺の回廊創造事業」の中で、公共空間整備とそれから治水対策にかかわる事業を大きく進めていくことにしておりますが、そのうち公共空間整備にかかわります事業につきましては、この(1)の検討事項の中にございます事業名「かもがわ30kmジョギングロード整備事業」と。ジョギングロードという形の名称でございますが、そういった利用拡大を図っていく一つの取り組みということをベースにしたもの、それからさらに潤い、憩い等、人が呼び込めるようなものを整備していく「かもがわ花物語整備事業」と。大きく公共空間整備の中で2つの事業化をいたしまして、今年度そのうちこの2つにつきまして、1つ、ジョギングロード関係につきましては、鴨川全川におきましてジョギングロード等の散策路も含めてのコース設定。それから、こうした利用者が現在自分がいる場所などがわかるような標識、それから目標を持ってそれぞれのペースで体力の増進等を図れるような、そういったものの参考になるような距離表とか、そういっ

たものを基本的な設計として、まず今年度内容を固めていきたいというふうに考えております。

コース設定と、それから景観を考慮した標識、距離表等の整備、それにかかわる基本的な内容を府民等の御意見、それから府民会議での議論を踏まえて内容を固めてまいりたいというふうに考えております。

主な内容は、記載してありますように、標識のデザインとか、表示の内容、それから設置場所、そういったものを考えております。

それから、人を呼び込んでいく新たな鴨川の新しい拠点となるようなものも設けていきたいというふうに考えておりました、これについては「かもがわ花物語整備事業」という中で新たな並木等を整備する区間、それから拠点となる施設の配置、そういったものを大きく検討事項の一つとしております。

それから、そういった整備に当たりましては、やはり府民協働、府民参画による計画から管理に至るまでのさまざまな手法を検討していきたいというふうに考えておりました、一つの事例としてモデルフォレストとか、それから管理に当たってのアダプト制度の採用・活用と、地域と一体となった整備ができるようなものを考えていきたいということを考えております。これについては、同じく府民会議での議論とともに、沿川の企業、自治会等々の御意見、それから一般住民の方々とのミーティングなんかを念頭に置きながら意見を聴取いたしまして、素案等の取りまとめを図っていきたいというふうに考えております。

②に記載してございますように、この検討につきましては、9月以降具体的な地域との意見交換、それから連携すべき京都市との意見交換、それから一般の住民の方々とのミーティング等を企画しながら幅広い意見を吸い上げて基本の素案を取りまとめていきたいというふうに考えておりました、その素案をもとに次回の府民会議のほうで報告、御意見をいただきまして、さらに公共空間整備の今後の内容につきまして検討を進めさせていただきまして、2月末を予定しておりますけれども、次々回の府民会議で報告という中で御披露させていただきたい。その後、並行して広く一般府民への周知というような流れの中で取りまとめていきたいというふうに考えております。これが1つ目の事業の内容でございます。

それから、次ページのほうに移らせていただきまして、今年度実施いたします具体的な工事の内容ということでございますが、先ほど言いましたように、「鴨川水辺の回廊創

造事業」の実施工事としては公共空間整備の内容、それから治水対策と、大きく2つの柱の中で進めていきたいというふうに考えておりました、公共空間整備につきましては、まず1カ所目として御蔭橋から河合橋間の高野川左岸のジョギングロード・散策路の整備ということで、主に高水敷の通路の舗装というような内容になってございます。

それから、地域からのアクセス路を確保するための整備ということで、東山橋下流の右岸ということで、階段等の設置、地域の調整を図りながら実施を進めていきたいというふうに考えております。

それから、北大路橋上流80m付近からさらにその上流の160m区間までの鴨川右岸の公園整備ということで、ジョギングロード・散策路の整備、それからスロープのバリアフリー化といった既存の部分の一部再整備を含めた鴨川公園の工事ということを予定しております。

それから、御池・四条間鴨川右岸の高水敷の整備ということで、後ほど詳しい内容等を報告させていただいて御意見をいただきたいというふうに考えておりますが、高水敷の現在がたがたになっているような表面の舗装を行う、それから緑化を図っていくようなことを考えております。

それから、治水対策として当面実施すべき内容として考えております四条・二条間の中州の除去、それから出町合流点、御蔭橋付近、高野橋付近の中州・寄州等の除去、管理ということで今年度事業を予定しております。

今、言いました主な工事内容につきましては、次ページのほうに位置図をつけておりますので、御参照いただければというふうに考えております。

それから、そのほかに補修工事ということで、現在も一部実施中のものもございしますが、できるだけ補修工事等については利用制限が最小限となるような工夫をしながら利用者への影響が少ないような形で工事をしていきたいというふうに考えております。

それから、先ほど予定しております工事につきまして基本的に配慮していきたい事項ということで、前回の府民会議でもやはり工事の内容がわからないというようなこと、目的がわからないといったような御意見もいただいておりますので、そういった目的、それから利用制限の期間など、そういった利用者にはわかりやすい工事看板の設置を進めていきたいと。

それから、景観に配慮した囲いというものも検討して設置をしていくようなことを考えていきたいというふうに考えております。

それから、できるだけその利用期間の制限が少なくなるように、部分供用も含めた工事方法の工夫をしていきたいというふうに考えております。

それから、あともう1点、鴨川におきましては四季いろいろと利用者の方が多うございますけれども、その中でもその工事区間において最も利用者の多い時期というのはできるだけ避けたような形で工事期間を設定していきたいというふうに考えております。特に、合流点より上流の鴨川公園等におきましては、かなり冬場のほうに利用者が多いと。小学生等のマラソン大会とかそういった大会もございますし、そういった中では現在工事中の箇所も含めて、夏から秋にかけて工事をするような場所も逆にございますし、それから冬場のほうにかけて工事を進めていくような場所というのもございますので、そういった利用状況等も勘案しながら工事を進めてまいりたいというふうに考えております。

具体的に鴨川公園の整備につきましては、都市計画課のほうから御説明をさせていただきます。

○事務局（長谷川）

都市計画課参事の長谷川でございます。座って説明させていただきます。

位置図の次のページ、3枚目が「鴨川公園の整備について」でございます。この箇所は、この夏に完成をいたしました北大路橋下流右岸の整備の前後の比較写真でございます。防犯上も死角となっていた繁茂した低木の撤去とか、あるいは北山、東山を望む眺望景観が確保できたという状況でございます。

裏面をお願いいたします。こちらがことしの秋以降に予定をいたしております北大路橋上流の右岸の状況でございます。この区域につきましても、先ほどの北大路橋下流の工事と同様に、今ある高木を保全しつつ園路のバリアフリー化、あるいはひざなど体への負担が少ない路面構造の散策路、さらに、ゆるやかな起伏をもつ芝生広場としての、右下のイメージパースのような形での整備を予定いたしております。

工事の実施に当たりましても、府民会議での御意見も反映をいたしまして、整備箇所を全面フェンスで囲うのではなく、部分的に工区分けをいたしまして、整備が完了したところから準備開放し、利用者の方々にも配慮して工事を進めることといたしております。

また、工事の内容がわかるように整備後のイメージを示すような工事看板を現地に設置するというをいたしております。

以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。内容が多岐にわたっておりますのでちょっと御質問を受けたいと思いますが、私だけ知らないのかもしれませんが、この資料5の①の検討事項の「かもがわ花物語整備事業」というところの一番下ですが、アダプト制度というのは、私はちょっと知らないのですが、これはどんな制度なんですか。

○事務局（山本）

具体的な内容としては、例えば地域の自治会さんとか関心を持たれているNPOの団体さんとかに一定の例えば道路とか川の区間の管理をお任せして、その管理の中に住民の力を注いでいただいて、公的な管理だけではなくて、そういった地域住民の方々が参画して公共の構造物を管理していただく、そういった制度で、そこは例えばこういう団体が活動して守っていますよというのを看板で示したりということで御協力いただいているというような形でございます。行政側としてはそういった活動に対してのいろんな資機材、それからごみの撤去とか処分とか、そういったところは従来から公共機関のほうでやっている部分の内容を御協力していくというような制度になっております。

○金田座長

そうすると、その対象というのは、地域コミュニティだけなのですか。そのほかにも何かありますか。

○事務局（山本）

それは、例えば企業とかそういったこともございます。

○金田座長

それもあり得るのですか。

○事務局（山本）

はい、あり得る。

○金田座長

ということだそうです。私知らなかったので恐縮です。ほかに何か御質問、御意見はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○土居

質問でございます。この治水対策のところの中州・寄州の整備ということで、四条・二条間、あと出町等が出ておりますけれども、先日七条通りをバスで通りましたら、観光客の方が鴨川をごらんになって、「草がぼうぼうね」とおっしゃったのですね。ぱっと見

ましたら、川の7割から8割が草で覆われているというこういう状況で、鴨川にはおり立たないけれども、観光客が清水寺とか銀閣寺に行く場合は七条大橋を通って行きますから、鴨川を見る方が多いんですね。こういったことはどのように御検討なさっているのでしょうか。

○事務局（西村）

鴨川の七条付近ですが、ここは例年トビケラという虫の対策の関係で、非常に害虫という虫が多く発生する関係から、五条・七条間については中州の除却をさせていただいております。ことしも予定どおりというか、実施する方向で調整しております。ほかの箇所については、先ほど資料のほうで説明させていただいたとおり、前回からの引き継ぎでございますが、中州の管理ということで、また後ほど御説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○金田座長

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○堀

ジョギングロードのコース設定というのは、散策路とはどんな関係になるのかちょっと。例えば、一番後ろのところに土系舗装路みたいなのを書いて写真が載っているのですが、これがジョギングロードですか。というのが1つと、それから、「かもがわ花物語整備事業」ということで、どこに並木をするか、どんな植樹をするかということが検討事項と今されているのですが、今、何か意見を言えと要求されているのか、こういうことがあるから、帰っていろいろ考えて意見を言えというのか、どちらなんでしょうか。

○金田座長

お願いします。

○事務局（山本）

まず1番目のジョギングロードの関係での内容でございますけれども、一番最後のページでございますような土系舗装の園路というようなところも含めて鴨川全川でどういったジョギングロードを含めたコース設定ができるか、そういうことを全エリアで考えていきたいというふうに考えております。特に、下流域については現状ではなかなか連続が図れてないようなところもございますので、そういったところを今後のこの事業の中で連続化も図りながら広くコースを設定できるような検討をしていきたいというふうに考えております。

もう1点ございました、今回この資料の中でお示ししております基本設計等の検討事項でございますが、きょうはこういった内容、鴨川で取り組んでいく事業ということで御意見をいただきたい事項をお示しさせていただいておりますが、これを次回までに素案的なものでこういった考え方ができますというたたき台を整理させていただきまして、それをこの会議に具体的に御報告させていただいた上で意見をいただきたいというふうに考えております。

○金田座長

はい、どうぞ。

○堀

わかりました。ジョギングロードのこの写真で見ると、散策路とジョギングをすることところというのは一緒のところなのです。ちょっとジョギングでどこかの大学の陸上部か何か20人、30人で固まってだあっと走る人がちょこちょこあるんです。ちょっと何か散策していると危ないなという感じがするときがあるので、やっぱりジョギングロードをつくるなら散策路と分けるか何かがされているといいのではないかな。そうか、ジョギングといっても本当のジョギングで、陸上部の練習には使わないでくれとか何かしてもらわないと、20人ぐらい固まってだあっと走ってちょっと怖いような走り方をされるのをたまに見受けるので。ジョギングと陸上の練習とは違うということで、ジョギングというのは素人がぼこぼこ走ると。それとマラソンコースみたいに、陸上の練習コースみたいに使われるというのはちょっと違和感を感じるようなときがあります。

○金田座長

今の堀委員の御意見も含めまして少し検討させていただいて、具体的な案を次にご提示させていただいて、また御意見をいただくというのが今の御説明の趣旨ですね。はい、どうぞ。

○大牟田

「鴨川公園の整備について」というこの写真は、私がいつも散歩しているコースなので一言言わせてください。都市公園に準ずるということは芝生にするということなのでしょうか。例えば、ここにある整備前の木はキョウチクトウだったんです。これは結構高くなっていますけれども、低く剪定することだってできるわけですね。鴨川で一番多いのは散歩をする人だったですね。散歩するときに、やっぱりキョウチクトウが咲き始めると、ああ夏だなと思いますし、このもうちょっと下流のほうにはクチナシもあったんです。クチナシは虫がいっぱいつきましたけど、やっぱり6月だと思って。それからピラカンサ

もあったのですが、ピラカンサも取られてしまって、散歩しているときに楽しみが少なくなりました。

それと、その一番最後のページですけれども、荒廃したと書いてありますが、ここは、みんなずっとペタンクをやってらっしゃって、これはこれで遊べたんです。私は遊んでいませんが、遊べたんです。それから、繁茂しすぎた樹木を撤去するとありますけど、これはユキヤナギだったんですね。もさもさして手入れがしてないからこうなっているの、手入れをしたらちゃんとユキヤナギです。それから、北大路の橋のところにランプを今度作りましたよね。そこのところにやっぱりユキヤナギを今いっぱい植えて、ヤマブキも植えています。一方では取り、一方では植えるというのもどうかなと思います。この辺、前のページでもタンポポがいっぱいありますけど、来年日本じゅうでタンポポの在来種と外来種との調査があるのですけれども、意外と鴨川公園というのは外来種ではなくて在来種が多かったんです。ことし5月に予行演習をみんなでやったのですが、結構あったんですね。これを芝生にかえますと、芝生の種の中にきっと外来の植物がいっぱいまざってくるのだと思うんです。今もダンドボロギクというすごくふえるキクも生えてきましたし、それからカホン科の外来種がもういっぱいになってしまったんですね。この芝生にするのが都市公園に準ずるといふことなのかどうか教えてください。

○金田座長

どうぞ、事務局お願いします。

○事務局（長谷川）

貴重な意見ありがとうございました。この鴨川公園の整備につきましては、できるだけ既存の樹木を残しながら整備をしていきたいと考えています。ただ低木については非常に繁茂し過ぎている部分もございますし、高木等についてもそうでございます。そういった中で、防犯上の問題も加味しながら、できるだけ残せるものは残していくというような形で考えていきたいというふうに思っております。

それと、写真で見ていただいています荒廃した裸地というところでございますが、ここはペタンクをされていることについては承知をいたしております。今回、整備する区間につきまして、この裸地にかわる広場を、もう少し上流になりますけれども、確保するように考えております。今貴重な意見をいただきましたので、いろいろと検討させていただきたいというふうに思っております。

○大牟田

それから、芝生を植えて私たちはどう利用すると想像されているのでしょうか。

○事務局（長谷川）

必ずしも芝生にすることが都市公園の整備ということではございません。

北山とか東山とか非常に眺望景観がいいところでございますので、河川の限られた空間の広がりというものを楽しんでいただきたく思っております。

○大牟田

舗装された、これはとてもいいと思うのですけれども、護岸との間は、皆さんここを歩いたり自転車で通ったりなさっていて、例えば出雲路橋の右岸で護岸のところ、みんな自転車とか見学会のときに歩いたりなんかして、もう消えかかっているんですね。だから歩道はうんと幅を広く、護岸はやっぱり守るために少しは芝生が必要かもしれませんけど、こんなに広くは要らないのではないかとということも考えていただきたいと思います。

○金田座長

私も今の御意見の中で、植栽の取り扱い方というのが、ポリシーがはっきりしないというか、一方で植えて一方で切っちゃうというというような、そういうところの方法、それから植栽の内容ですね。何にするかというのはもちろん管理上のこともあるのですが、従来管理が優先されていて、例えば史跡公園なんかでも従来の造園整備をやるほうの部局と史跡として考えるほうの部局とが違うものだから、下手をすると管理しやすい外来種などを植えてしまって、保護すべき史跡の時期の樹木あるいは植物とは全然違うものになってしまったりということもしばしばあったのですけれども、できればこういう植栽の管理の仕方とか植栽の内容についても少し一貫したポリシーをお考えいただいて、また御紹介いただき、御意見をお聞きいただけたらと思いますけれども、よろしくお願いします。

はい、どうぞ。

○堀

季節の花がいろいろかわって次々と咲くというのは非常にいい。鴨川は随分季節の花がたくさん植わっていていいなと思います。この花が咲くと、ああ夏が来たなど。そういう意味で季節ごとにいろんな花が咲くように樹木をそろえていただければと思います。

それから、先ほどの一番後ろの写真のところの裸地というのですかね。これはいろんな意見があるかもしれませんが、僕は緑化するほうがいいような気がします。僕もここをよく自転車で通るのですけれども、鴨川はやっぱり風が多くて砂塵が舞い上がるんですね。

非常に、この裸地というのは砂塵が上がって、目に入ったりとかというのが多いかなという気がします。緑、芝生がいいのか何がいいのかちょっとわかりませんが、緑になっているほうが心地よいと思います。

それから、散策路はできるだけ幅広くとっていただきたいと思います。何人かの人が話し合いながらすれ違えるというのが必要だと。今の散策路というのは若干狭いかなという気がします。

○金田座長

ほかにご意見。はい、どうぞ。

○菅

ちょっとお尋ねしますが、この資料5の9ページのところの表の中ですけれども、御蔭橋から河合橋間の高野川左岸について散策路の整備と通路の舗装ということになっておりますけれども、ここの区域は、たしか一部でこぼこのところはあるのですけれども、大部分は比較的砂地の固まった、歩きやすい、歩き心地のよい通路になっていると思うのですけれども、もしこれを舗装されるとすれば、どういう形態のものにされるのでしょうか。

○金田座長

お願いします。

○事務局（山本）

今おっしゃっていただきましたように、砂地の固まったものということですが、従前、例えば砂地のところにセメント系なりをまぜてちょっと硬化したような形があつて、そういうのが劣化というか古くなってきて、がたがたが生じてきているという状況を聞いておりますし、そういったものを今度は樹脂系をまぜた土系の舗装ということで、イメージは先ほど写真を添付しております最後のページにありますような、これまでと同様の土系のもので、これまでよりも少しやわらかくなるような構造というのか素材のものにして整備をするというイメージでございます。だから、景観的には従前と変わらないような形になろうかと思えます。

あと、特に川端通からおりてくるような階段とか、そういったところで一部補修が必要な箇所もございますので、あわせてそういったところの補修をしていくような形になろうかと思えます。

○菅

砂地舗装の場合ですけれども、特に今出川から丸太町の間の右岸、かなり幅の広い砂地

舗装の道があると思うのですけれども、比較的新しい道なのですけれども、砂地舗装のところは雨が降った後で水が川のように流れて、道路がもう、要するに川状にでこぼこになっていて、砂が流れてもったいないなというような気もしますし、でこぼこのバウンドができて、自転車なんかに乗っていますとかなりバウンドします。特に府立医大の前あたり。何かこの砂地舗装のときに土砂の流出を防ぐような、せつかくいい舗装をされていますから、何かそういういい方法はないのでしょうかね。かなりでこぼこがひどくなっていると思いますけれども。

○事務局（山本）

先ほどお話しさせていただきましたように、従前の舗装はセメント系のものを使って固めているようなものでしたので、今おっしゃったように透水がないような状況ですけれども、現在ほかの区間でも進めておりますけれども、改良土の土系舗装というのは一定の透水性もありながらという形になりますので、これまで感じておられるようなかたいイメージからは少しやわらかくなるのと、あわせて透水していくというようなことで考えておりますので、従前よりはそういう影響というのは少なくなるのではないかなというふうに思っております。

○金田座長

はい、どうぞ。内田委員。

○内田

いろんないい計画だと思うのですけれども、ちょっと切り口が違うのですが、違和感を感じるのです。言葉です。先ほどアダプト制度ということでもちょっと述べましたが、例えばジョギングロードですとかモデルフォレストとか、そういういろんな、中身は想像がつくのですけれども、ちょっと言葉として、古都の鴨川の自然公園にぽっと出てくるのに本当にふさわしいのかどうかという、ちょっとそういう気もするので、そういうことのご検討というか、そういう考えは何かお考えいただいておりますでしょうか。そういうことをお伺いしたいのですが。

○金田座長

従来から役所言葉に片仮名が多過ぎるといのはよく言われていることなのですけれども。どうぞ、ご意見を。

○事務局（山本）

できるだけ、ジョギングロードという中には、先ほどもちょっとご意見がありましたけ

ど、陸上部の方がされるような陸上の競技というよりは、どちらかというと個人の方が健康増進というようなイメージで考えておったもので、一つはそういった鴨川が、特に下流域を含めてですけれども、心地よく健康増進を図っていただけるようなルートとして広く使っていただけるようなイメージを持って、河川整備計画の中でも、その利用拡大の中でそういった言葉を使わせていただいた一つの事業化のメニューとして今回ちょっと命名をさせていただいたというところでございます。

モデルフォレストも、どちらかというと山での植林とかそういうイメージのほうに近い言葉使いになるのかもしれないのですけれども、我々のほうは鴨川を広く、植樹も含めていろんなところから協力を得ながら、府民の愛する、自らつくって自ら管理していくような鴨川に整備していきたいというところで、ちょっと例示として言葉を使わせていただいたという状況でございます。

○金田座長

そのとおりだろうと思いますけれども、もうちょっと、何と云うか、言葉の意味をわざわざ説明しなくても内容を正確に表現している言葉のほうが一般的にはよろしいかと思えます。先ほどの、私が知らなかつただけかもしれないのですけれども、アダプト制度というのは確かに今回初めて聞いたような気がしますし、できれば用語はわかりやすく、あるいは誤解されないようなことを。新しい概念を導入して止むを得ないというときもあるかもしれませんが、できるだけわかりやすい、誤解の少ない言葉を選んでいただいたほうがよろしいかと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

はい、どうぞ。

○細田

ちょっと問題を蒸し返すようで申しわけないですけれども、検討事項として2つの事業を挙げられていますね。事業というふうに正式に持ってこられてますけれども、スケジュールを見てもみたら、6月から9月までが予備検討期間となっていますね。この間に2回の鴨川府民会議も行われていますし、もう少し早く、何らかの、事前にこういうお話でもいただければ、もう少し我々も検討できたのではないかなと思っております。きょう突然に事業という形で出てきましたので、少しばかり違和感を覚えた次第です。

それからもう1点、今のジョギングロードについて、言葉から始まっていろいろと議論が出ていますが、ロードと言うからにはまさしく道なのですけれども、桂川に嵐山近辺からずっと下流まで、あれはサイクリングロードかな、舗装したサイクリングロードのよう

なものが走っており、なおかつ、あそこはジョギングもしていますしサイクリングもしていますし、桂川の場合は、河川敷のロードは非常に危険なんですね。ですから、鴨川にもこういうジョギングロードを。ロードについてさっきいろいろ話がありましたが、これは舗装なのか芝生なのか、あるいは土なのか今の段階では全くわかりませんが、少なくともサイクリングロードと間違われるような施設にだけはしていただきたくないなと思っています。少なくとも、鴨川におけるサイクリングロード化したものは必要ないと思いますので、その点十分に吟味した道にさせていただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○金田座長

ほかにご意見はございませんでしょうか。既に予定のタイムスケジュールを超えておりました。実は、これに関してはもう少し具体的な形で改めてご意見をお聞きするようにご提示いただけるとのことですので、ちょっとこのあたりで先に移らせていただけてよろしいでしょうか。そうしましたら、どうぞよろしくお願いたします。次に移らせていただきます。次も一連のものではありますが、意見交換の(2)番目、鴨川等の中州管理についてということで、これについては以前に一度基本的な考え方をご紹介いただけてご意見をいただいているわけですが、さらに少し具体的にご提示いただけたらと思いますが、どうぞ説明をよろしくお願いたします。

(2) 鴨川等の中州管理について

○事務局（福井）

それでは、資料6の鴨川等の中州管理についてご説明いたします。鴨川の中州管理については、前回の府民会議において、二条大橋から下流は治水上の問題があるため中州はできればすみやかに除却すると、二条大橋から上流については現状では治水上問題は無いが、このまま放置すれば問題が出てくるというふうにご説明し、中州の固定化を避ける目的で中州の管理を実施し、おおむね10年サイクルで中州の一部を残すというやり方で施工するというふうにご説明しております。今回、具体的に場所・時期、それと中州管理の方法について案を提示しご意見を伺いたいと思います。

資料6の1枚目の中ほどまでが、今申しました前回の府民会議での内容を記載しております。中ほどより下に、今回提示の場所・時期・施工方法について示しております。まず場所ですが、四条大橋から二条大橋までの約1キロ、それから賀茂大橋から葵橋までの約

500メートルと河合橋までの約300メートル、それからご菌橋から西賀茂橋までの約1キロ、高野橋から松ヶ崎人道橋までの約900メートルの4カ所を今年度施工したいと考えております。

13ページをあけていただきまして、中州の状況を、今申しました4カ所につきまして平面図と写真で載せております。13ページ、14ページでございます。その中の2番目の賀茂大橋から葵橋、河合橋の図でございますけれども、この河合橋の周辺につきましては、青い点で示しておりますところにイカルチドリという鳥が毎年産卵をする箇所がありますとの情報を事前にいただいております、ここにつきましては存置するなどの配慮をしたいというふうに考えております。なお、前回にお話ししましたとおり、四条から二条大橋までの中州は全面的に除却いたしますが、その他の箇所については、先ほどの産卵地に見られるように動植物への劇的な変化を緩和するために、区間の約20%の中州を残すということにしております。

次に、時期ですが、もう一度10ページに戻っていただきまして、10月の月上旬から準備し、3月の月上旬までの間に中州管理の施工を行う予定でございます。特に中州を削ったりする工事は12月から2月にかけて実施したいと考えております。

次に、施工方法ですが、既存の流水部を残すこと、除却後の中州は整正したりならしたりせず置いておくことを基本的な考え方としております。次の11ページに除却の形状を示しておりますが、なるべく現況の河床をさわらずに水から上の部分を掘削し、草の根を持ち出すということにしております。二条大橋から上流については、中州の20%ほどを残しますが、単に中州を小さくするというものではなく、中州の真ん中を掘削し、水陸移行部の創出をする工夫をしたいと考えております。水際の幅も50センチを標準とするなど、環境にやさしい中州管理を模索する試行をしたいと考えております。

それから、12ページの4番のところに工事前後の調査という形で記載しておりますが、定点調査と生物調査を実施し、工事後にどれだけの時間でもとの環境に戻るかを検証し、府民会議の皆さんに意見をいただきながら、次年度以降の施工につなげていきたいと考えております。今回の施工する箇所は、先ほど申しましたように一時的に中州が20%ほどに減少いたしますが、また10年かけてもとの姿に戻るのではないかと考えております。過去に実施してきたように長い延長で河床をブルドーザーでならずというような方法とは異なりまして、生物に与える影響が少しでも軽減できるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○金田座長

今年度の中州の管理についての計画を具体的に、イメージも含めまして具体的な方策についてご説明いただきましたが、いかがでしょうか。質問・ご意見ございませんか。

はい、どうぞ。

○堀

一番最後に言われた、今回のこの除去で10年したらもとに戻ると。10年ごとというのをもう少し短いサイクルで中州の除去をお願いしたいというふうに言ったのですけれども、やっぱり10年ごとなのかどうか。

それから、中州を20%残すという20%という根拠というのは何かあるのですかね。

それから、最後の提言でも言わせていただこうと思っておりますが、今回の佐用町の洪水、土砂の堆積が一番の原因というのか、1000年に一度の大雨ということで、洪水で大丈夫と言われましたけど、万が一の1000年に一度の雨が降ったらどうされるのか。100年に一度とか1000年に一度というのがまれではなくなって、ちょこちょこ起こっているということ。洪水は大丈夫だというふうに断定されますけれども、鴨川の上流で1000年に一度の大雨が降ったらというのは想定範囲には入ってないと、これだけあちこちで1000年に一度とか100年に一度の大雨が起こっているのに、それは知らん顔というのはいかないのではないかなという気がしますけれども。

○金田座長

事務局のほうは何かご意見ございませんか。はい、どうぞ。

○事務局（西村）

今、ご意見をいただきましたが、10年サイクルということで前回、前々回とご説明もさせていただいておりますので、まずは今まで中州の管理をしてこなかったという反省も込めて今回試行させていただいて、本当にいい方法があれば10年以外の方法になるのかもわかりませんが、やってみないと多分皆さんにも次のご意見もいただけないのかなということで、今回についてはまずは10年を念頭に進めさせていただきたいというふうに考えております。

次に、20%を残す意味ですが、先ほどの説明の中では環境の劇的な変化を考えて20%残すというご説明をさせていただいております。大体おおむね10年サイクルでやりますと、20%を残すという土の量、毎年堆積するのですが、その堆積する土の量からも大体20%を

残しておれば大体10年で完了するという量になってまいります。そういう数字的な根拠も持っておりまして、これについては次回お示ししようかなということも事務局としては考えておりました。

次に、最近見られるように1000年に一度とか100年に一度とか非常に局地的な豪雨が見られるが、そういったものに対する備えが十分できてないのではないかなというような観点でご意見をいただいておりますが、河川計画を行う上で何年に一度の洪水に耐えられるようにつくるのかというのは当然、例えば1000年に一度に耐えられるように鴨川の河道を拡幅して堤防を大きく高く築けば1000年に一度に耐えられるのかもわかりませんが、果たして皆さんそれを了解いただいてつくっていただけるかという、なかなか難しいのかなというふうに思います。

昭和10年のときに被害を受けて鴨川は大きく変わったわけですが、現在あるこの断面を有効に活用して、現時点で考えられる洪水に備えるような対策を十分とっていくというのが河川管理者としての務めかなというふうに考えております。その観点では、先ほど説明の中で中州を置いておくということは余りよくないのかなというふうに認識しております、二条から上流の中州、長らく放置しておったような形になってしまったわけですが、河川管理者として管理をしていくということで今回させていただきたいということでご提案をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○金田座長

はい、どうぞ。

○堀

何もむちゃくちゃ費用をかけて1000年に一度の洪水に対応する堤防をつくれと言っているのではないのですが、1000年に一度とか100年に一度の大雨がたまにしかないということではない時代になっている。ひょっとしたらあす鴨川の上流で降るかもしれない。そのために、例えば中州の除去なら全部除去しておいたほうが洪水にはいいのですよ。20%残さないでね。土砂の堆積なんていうのは、中州と言うとちょっといいような表現なんですけれども、土砂の堆積で川が浅くなってくるんですよ。黄河も全部それで氾濫して流れている、流れを変えているんですよね。土砂の堆積をきちっと管理しないと、洪水の起こる原因になるんですよ。10年したらもとに戻ると言うて、そんな悠長なことで100年に一遍とか1000年に一度の大雨が起こったときに、どうするのですか。それは堤防もあふれるか

もしもありませんけどね。やっぱりそういうことも身近に起こっていることがちょこちょこあるということを踏まえると、人命を、洪水のことを少しでも考える必要があるのではないかなと思いますけどね。20%残して、ああ、あのとき全部取っいたら少しでもよかったのにとということがあったら非常に後悔するのではないかなと。

○金田座長

はい、どうぞ。

○事務局（西村）

そういう観点で二条大橋から下流につきましては、先ほど事務局から説明させていただいたとおり、中州が生成されればすみやかに除却をするというような観点で考えております。前回、前々回とご説明もさせていただいておりましたが、二条大橋から下流側というのが鴨川の中で一番断面的に厳しいところというふうに認識しておりまして、その部分の対策については、しっかりと治水上の観点を見据えてやっていきたいというところをご説明させていただいているところでございます。

○金田座長

ありがとうございます。河川管理の考え方をどのようにするのかというのは非常に根本的な問題でございますけれども、基本的には何百年なり、100年、1000年に一度などという言い方がわかりやすくされますけれども、これは確率の問題でありますので全然わからないわけですね。問題は、その河川管理をハードの側面だけでやるのか、ソフトの側面を組み合わせるのかというのが一つの大きなポイントであるわけです。今回の基本的なところは、ハードだけで社会投資をする値打ちと意味が果たしてあるのかどうかと。つまり、最大限の水量を流すということだけを考えるのであれば、現在の河川の形状と構造ではとてもだめだということになってしまうわけです。ですから、そうすると環境が全面的に変わりますし景観も全面的に変わる。それを京都の鴨川として容認するかどうかという大きな問題になります。ですから、そこでの接点の中で検討を進めているというのが、我々も含めて、それから前回の鴨川の河川条例を制定したときの議論もそうであったわけなのですけれども、考えております。

具体的には、最大限の危険の回避のためだけに社会投資をするというのは、不可能ではないにしろ負担が非常に大き過ぎて、恐らく社会的なレベルでの社会負担に耐えられないという状態になるだろうと。したがって、ソフトとハードを両方まぜていかないといけない。そうすると、具体的に最新の被害を受けた昭和10年の洪水のときの問題の主要な部分

は何かということの分析がありまして、そのときは河川の中への流下物が、それだけではないですが、材木等の流下物が一時的に非常にふえて、それが橋脚にひっかかってそこであふれ出た場合、それから破堤に結びつくような場合があり得たということで、それを避けるというのが非常に重要なことの最大なものだというふうに認識されています。そのための河川敷内の管理と、それから、その最大水量というか現状の河川の形状の中で流下量のネックになる部分がないかどうかという問題、そのネックを除くと。例えばそのうちで四条から上流の部分は、ネックとならないように多少の河床の中州等の除去も積極的に行わねばいけないだろうという構造上の問題が指摘されているというわけでありまして。

それから一方で、歴史的にも文化的にも非常に親水性を持った鴨川的环境ということを考えて、中州の生物等の状況も十分考慮しないといけないということで、先ほどの議論にありますように、とりあえず20%ほどの除去を、できるだけそれによる破壊的な被害が起きないように考えながらやってデータを蓄積し、そのデータの結果によって都合が悪ければまた方法を若干修正する必要があるというふうなことで、まずデータ集積を図るという試みとしての方策としてこれが提案されているというのが、前回からの説明でもそうなのですけれども、そういうふうに受けとめております。

さらに、構造上からの指摘があるのは、実は橋脚そのものに問題のあるところもありまして、例えば大きな問題として指摘されているのは、JRの奈良線の橋脚が構造上の問題を抱えているということも指摘されております。ですから、そういうところは早急に可能な限り対策を講じていかないと問題が生じる可能性があるということは事実でございますが、そういったことの指摘の明確な部分については、できるだけその対応を考えていかないといけないだろうということでありまして、基本はそういうハードの事業とソフトの事業、つまり流下物等の問題が生じないようにするというソフト面の事業との組み合わせで行かざるを得ないというのが基本的な考えとしていろんな案が検討されているというのが基本的な考え方だろうと思っております。

必要なところがあれば、どうぞ事務局から補足してください。

○事務局（山本）

先ほど、河川整備の計画の考え方ということで、どういう規模でという話がございましてご意見をいただいたところなのですけれども、鴨川の高野川合流より上流部につきましては、鴨川全川の中で治水安全度を考えた場合には比較的安全度の高い、50年とかそれ以上の安全度を有した区間になっております。従前の鴨川のもともと浅い河原であったとい

う状況からさらに堤防を設けて高水敷を設けてという、鴨川全川の中では中流部の上流区間の安全度が非常に高いような状況になっているのは事実でございます。中州管理で20%を残した部分というのは、むしろ今回全面的に除去する区間についてはその安全度が非常に低い区間でございますし、そういったところは安全を確保するための、安全というか河積を確保するための除去ということで提案をさせていただいております。

その上流につきましては、これまで全面除去ということも十数年前はやってございましたが、やはり社会環境の変化等いろんな部分での生物環境への配慮というようなこともございまして、現状では非常に土が移動しにくい状況になっているということを前提にして、その十数年間の内容を分析して10年間というサイクルということもお示しさせていただいているわけですが、基本的には先ほど説明の中で定点観測、モニタリングをしながら、中州の変化の状況、土砂移動の状況というのは正直なところまだ十分にデータがない状況もございまして、そういったところはしっかりと我々も確認をした上で、そのサイクルが妥当なのかどうかというのは、今後もやはりお示しさせていただきながら報告をしてご理解をいただいきたいというふうに考えております。そういった中で、2割程度の部分というのは、環境を激変しない配慮として今回提案をさせていただいたということで、決して、安全度それから土砂堆積に対して我々が放置しているということではございません。

あと、座長のほうからちょっとJRの奈良線というのがございましたけれども、奈良線のほうではなくて東海道本線のほうの。

○金田座長

済みません。失礼しました。

○事務局（山本）

ちょうどあの間ぐらいで私のほうから説明させていただいたので、ひょっとしたらあれやったかもしれないのですが、現地調査のときにちょっとそういうお話をさせていただいたときに、やはりそういうネック箇所がまだ残っているということで、そういった安全度を見たときに、まだまだ下流域のほうが逆に低い状況にあるという、上下流のバランスが鴨川だけを見た場合には若干違うような状況にあると。その現状の中で、まず治水対策として考えるべき区間と、それから管理をしつつ土砂の堆積がどういうふうになっているか、それを安全面から見た上での配慮をした上での順応的管理がどうあるべきなのかというのを今回提案させていただいて、これから逆にデータを収集しながら必要なご報告

はさせていただきたいというふうに考えておりますし、想定を超える、例えば100年を超えるような大雨が降った場合にどうするのかといったときの状況、そういったお話についてはやはり現状の河道内でのエリアを超えた想定というのもしておりますので、そういった中でソフト対策と一体となって浸水被害軽減に向けた対策は講じていきたいというふうに考えております。

20%の部分について上流も中州を全面除去というお話につきましては、今後の安全面を考慮した中での内容も含まれておるといことでご理解いただければというふうに思っておりますし、今後の管理のデータの収集の中でしっかりと検証はしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○金田座長

はい、どうぞ。

○堀

去年神戸で100年に一度で、ことし岡山県で、あれは1000年に一度ですかね。岡山県の場合には土砂の堆積が指摘されていたけれども、下流の整備を優先して土砂の除去を行わずに、今回の大悲劇が起こったと。別に、物すごいお金を、無限大のお金を使って堤防を物すごくしてくれと言っているのではなくて、どうせ中州の除去、堆積した土砂の除去をするなら全部除去したってお金も変わらないのではないかなと。洪水に対してどういう認識を持っているのか。そんなに悠長にやって、ひょっとしたらあしたそういう雨が降るかもしれない、来年降るかもしれないのです。それはデータをとっていただいているんですよ。だけど、50年に一度の局地的な大雨が降ってあふれたらだれが責任とるのですか。中州を除去しとけばよかったのという話がまた出ますよ。堤防をもっと嵩上げしてくれとか、そんな無限大のお金使ってやってくれと言っているのではなく、どうせ中州を除去するお金で、そのお金の範囲でできるのでしょうか。やれることはできるだけ100%やっというほうが、できるだけことはしといたほうが、もし万が一洪水が起こったときでも、少しでも被害を防げるのではないかなと思います。中州の除去を全然何もしないというのだったらまた話は別で、堤防とか何か考えないといけないと思うけれども、どうせ中州の除去、堆積した土砂の除去をするならば、全部除去しといたほうが洪水に対してはいいはずなんです。やっぱり温暖化と言われて、この最近ですよ、これだけ局地的なゲリラ豪雨が出てきたのはね。ほんまのこの二、三年じゃないかと思えます。去年よりことしのほうがまた多くなっているような気がします。いつこの鴨川の上流でこういうことが起こら

ないとも限らないというふうに思います。そういうことは絶対ないと言って安心してられないのではないかなという気がしますけれども。

○金田座長

ただいまのご懸念はゆえのあることではありますけれども、どの程度に我々としては河川管理をやっていくべきかということにはいろんなご意見があると思いますので、ちょっとご意見を承りたいと思います。どうぞ。西村さんのほうが先だったと思いますが。

○西村

河川管理について、これまた延々とした議論になりそうなのですが、先ほど座長が一応おまとめになったように思うのですが、やはり私が発言しなければ何か気が済まない、こういうふうに思いまして、ちょっと簡単に意見を申し上げたいと思うのですが。

結論的には堀さんがおっしゃっていることに私は同意するんです。私はある意味では自然派でして、きょう時間があれば発表させていただく桜問題というようなことを重視するほうですけれども、鴨川のあり方ということになりますと、やはり治水ということが基本的だと思います。それに景観問題、あるいはまた自然保護というものが加わるというふうに私は思います。そういった面で、コストがかかり過ぎるということもあるかもしれませんが、やはり水害というものは、京都市なんかでも危険凶というようなものが我々の手元に配られておりますけれども、それを見ますと、ただ下流だけではなくて、上流部分もやはり水害模様が描かれているわけですね。

そういった面からすると、今の事務局のご発言の、しばらくというのですか、様子を見て、テストケース、テストを加えた上で10年かどうかは検討すると、こうおっしゃっていますけれども、つい数年前も土木事務所のほうで上流部分でブルドーザーを使って中州を、寄り州というのですか、そういう形で相当の距離にわたってテストをされているわけですね。それは単に、先ほどもご発言がありましたけれども、ブルドーザーでやったからそれはだめだったのだということだけの結論ではなくて、今のこの図を見せていただいても、中州を除去するけれどもほとんど水面上だけと、こういうふうなイメージを私は持つのですけれども、本当にそれでいんだろうかというふうな気がします。

いろいろ申し上げたいこともあるのですが、やはり水利問題、水問題というものが大事であって、それにぜひ自然も愛護したいし景観もより大事にしたいと、こういうふうに私は思います。

○金田座長

どうぞ。杉江委員。

○杉江

今の中州・寄り州の問題なのですけれども、これは自然保護の問題とかいろいろあるんです。長い間ずっと、それぞれ各委員さん方検討なさってきているわけなのですけれども、ある一定の方向づけで出てきたわけなのですけれども、あくまでもこれはある程度テスト的な感覚だと私は理解しております。

それともう一つ大事なのは、この際一度、上流域、特に源流域の左岸のほうの間伐材の整備、それから砂防堰堤の総点検、そういったこともやられたらいかがかなと思うんですけどね。やはり根本は山から水が流れてきますので、先ほど座長も言われたように、木々等は間伐材なんかが山の斜面に、また沢によくたまっていると、一気にそこが、それも濁流とともに土石流となって下流のほうに流れていくと。その状況によってさまざまな影響が出てくるというのは明白ですのでね。やはり、既存の中州・寄り州だけの問題やなしに、源流域からの、それこそさっき言った砂防堰堤の総点検ですね。各山の斜面のほうの余分な間伐材の状況を把握して、状況によっては地主に言ってそういった間伐材も除去するか、そういった一体となった考え方を持たんことには、その箇所だけ水あふれるから深く掘り下げたらいいという問題ではないと思うんです。ですから当然、砂防堰堤、一番大きいのでは今の終野がありますけど、現実あれがもう既にあの状態で一番良好な状態か、ちょっと我々はプロでないでそこまでわかりませんが、もっと源流域にはさまざまな砂防堰堤がございますので、そういった点も踏まえて、いろいろと技術者の方々の知恵を絞っていただいたらどうかなと思います。

以上です。

○金田座長

そちらで手を挙げておられた方、どうぞ。

○中村

いろいろ中州に対するご意見を聞かせていただいて、結果、市民の方が望まれる方向に進むんじゃないかなと思うんですが、今、京都府さんが回答していただいているのは、やはり河川法にのっとってやってらっしゃると思うんですよね。もし河川法の中に環境の保全がなければ、もう中州なんてそれこそきれいさっぱり全部取ってしまって、水が流れるだけの川にすればいい。ですから、ここで京都府さんを責めるより、もしもあれでしたら

河川法を改正なさったらいかがでしょうか。

○金田座長

はい、どうぞ。

○内田

今、堀委員の質問があったわけですが、京都府さんはその質問に答えられてないのではないかと思います。それは、現在、中州を取ったらよいか残してもいいかというようなお話のようになってしまっていますけれども、現在の中州が、堀委員のご質問ですと、どの程度障害になっているのかというお答えがないので、100年に一回ともおっしゃいますが、1000年に一回とおっしゃっていますが、中州があるためにこれが900年に一回になっているのか。何かちょっとそういうことを、現在ですと危険度というのは、あの程度の土砂とか生えている草というのはどの程度かということはシミュレーションできるでしょうし、ちょっとそういうことで、この議論を定量的に考えられるようにした方がいいのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○金田座長

それは先ほどご指摘が既にありましたように、現在までの平均的な土砂の流下量から見て、それで問題ないという今の段階でのご判断です。それともう一つは、河川構造が、河川の流量や大きさが現状のままであるとすれば、ネックになっている部分と流下量に余裕の十分ある部分と両方あって、余裕のないところが二条・四条間が一つであるということをおっしゃっていて、そこは中州を除去すると。上流のほうは余裕があるから、今はむしろ生態系のほうに配慮をした方策を考えるということ为先ほどからご説明になっていたと思いますが。

○内田

余裕というのは、どの程度余裕があるかということが理解できてないのではないかと思います。

○金田座長

そのデータが必要でしたら、それはまた次にご説明をいただければと思いますが、今までの現状のところは、今までのところのデータは十分あると思いますけれども、ただ、改変を加えることによって、つまり生態系とかその他についてどのような影響を与えるかというデータをこれから積み上げるということであって、流下量に関してのデータは既にあると思います。

○田中

今の話なのですが、京都府は荒神橋の最大流量、 $1000\text{m}^3/\text{s}$ でしたかね、100分の1でちゃんと設定しておられるわけですね。だからそれに見合った、一応それを基準にした流量、通るか通らないかに基づいて設定しておられるわけなので、それ以上の雨量があったりすれば、当然越水したりする可能性もあるわけなので、府としては一定の線をきちっと想定しておかないと流量も決められないわけですから、それに基づいて、今、座長さんもおっしゃったように、下流域においては非常に危険な流量が出てくると。上流域については、100年に一度の流量に当てはめれば、中州を取ればこれだけの流下能力があるというふうに理解していいのではないのでしょうか。

それ以上もし設定すれば、200年に一度とか300年に一度とかもし設定すれば、それこそ全部取り除くどころか堤防も高くしなくてはならないでしょうし、流域対応も考えていかなければならない。だから一応の目標の数値、最大流量、ピーク流量を決めている以上、府の方もそれに基づいたデータで恐らくこれを算出しておられるというふうに理解したほうがいいと思います。

それからもう一つ私が気になるのは、非常に苦心された中州の除去の方法だと私も思っております。これは真ん中にうまくその方法を、結局ワンドを形成したいということなんですか。両側に、つまり水は両側に流して、真ん中は。

○事務局（山本）

いや、真ん中も流します。

○田中

真ん中も流すと。ワンドはどこに形成するのですか。

○事務局（西村）

この考え方自体は、中州の真ん中にみお筋みたいなのを入れさせていただいて、今まさに伐根というか根も取らせていただきますので、そういうことを通じて瀬と淵とかができる自然の過程の中でワンドとか砂利河原みたいなのが形成されていくかどうかを少し試行的にやらせていただけないかと。今どうしてもみお筋が、真ん中に中州がありますので、堤脚側の両側に寄っておりますので、それをもう少し川の真ん中みたいなのところにもみお筋を入れさせていただいて、少し川の流れをいろいろと多様化させていただく過程の中で、いろいろと、よりいい環境とかそういう部分も含めて、昔の河原に近づけられないかみたいなことをトライさせていただけないかということで一応お示しをさせていただいている

ところでございます。

○田中

中央のところを流水にして、その両側に中州を残して、極端に言えば、流れとしては3つの流れに、この図式でいけばそういうことになる。一つ考えられるのは、ワンドという姿は人工的につくられるわけですね。僕はやっぱり鴨川というのは流れて初めて鴨川なのであって、あんまり水をためてワンドをつくるというのはもう一つ疑問を持っているわけなんです。というのは、やはり水をためてしまいますと、それはその中でいろんな変化が起きます。例えば富栄養化していろいろなものがそこに増殖したりして、夏にでもなれば渇水期になれば蚊もわくでしょうし、流れるという鴨川をイメージした場合、果たしてワンドというものが鴨川に似合うのか。つまり、淀川本川みたいな大きな幅の川ならわかりますけれども、今この中州がどうのこうの、流量がどうのこうの言っているときに、ワンドをつくってまで何かその中で生態みたいなものを研究したりということには少し疑問が残るのですが。できれば、やはり鴨川はいつも流れているという状況を保全していただきたい。人間で言えば大きな血液の流れなので、やはりいつもきれいなものが流れているという環境だけは保全したいので、わざわざ人工的にワンドをつくるという必要はないと、私自身の意見としてはそう思っております。

○金田座長

ありがとうございます。今、田中委員のほうからご指摘があったのは、12ページの右上のほうの図の断面のイメージをめぐってあったのだと思いますが、それは決してワンドをつくるという意味ではなくて、中州が随分固定化してしまっている、それを一定程度除去するわけですが、そのときに中州のより水辺に近いところの生態系を残しつつ、その再生プロセスをきちっと早く確認する、あるいはそれを早く進めることができるようにというふうなことでお考えになっているのだらうと思いますが、私の説明で間違いですか、どうですか。

○事務局（西村）

11ページの真ん中よりちょっと上のところに、ワンド等を創出するという文言を書かせていただいておりますので、田中委員がおっしゃっていただいている人工的につくるのではないかなというようご指摘かなと思います。今回の中州管理は、座長がおっしゃっていただいているとおりでございます、中州の真ん中、上流から来た土がたまっている部分を取らせていただいて、礫河原の従来からある環境というものを何とかつくること

できないかという観点でやります。その結果として、ワンドみたいな形のものができることもあるのかなど。自然とそういうものが出てくれば、それはそれで鴨川の環境として、いろんな動植物が生息できるという、すばらしい環境になるのかなど。そういう意味で創出という言葉を使わせていただきました。

○田中

自然の形もできるだけ生かしたいと。ということは渇水期になったときに、そこにやはりワンドというのは、私のイメージとしては淀川委員会でいろいろ議論をしてきたところなのですが、渇水期になってもたまり場にはならないです、常に水が流れているということですから、入っているということですから。

○事務局（西村）

済みません、私の説明が十分ではなかったのですが、形としてワンドのような形のものできて水がたまっておることもありますし、乾いてしまうこともあろうかと思えます。それは淀川のような大きな川でワンドをつくるということで取り組みをされているのと若干違うのかなど。鴨川のような流れの中で、そういったものが自然にできて、あと乾いたときに来る動植物もいるでしょうし、水がたまっているときに来るものいると、そういう多様な状況をつくり出すことこそ鴨川の環境に合ったものではないのかなというふうにイメージしております。

○川崎副座長

先ほど、もうご意見を皆さん言われたので特に繰り返す必要はなかったのですが、基本的に治水安全度に関する市民の方々の恐怖感というか、最近のゲリラ豪雨等に関しましてもそうですし、それに対する鴨川の問題について非常に高くなってきている。実際に、この整備計画の中にも書かれていますように、ハイウォーターレベルを超えるようなものが二、三十年に一度来るとか非常に危険な状況で、1000年とかのオーダーではなくて、確かに100年以内のオーダーで起こってきても不思議でなくて、場所によっては非常に危険な部分がいっぱいあるということは、これは一つの議論でありますし、それからハイウォーターレベルを先ほど流下物の話があったのですが、ハイウォーターレベル以上の余裕高の部分が1 mとか2 m以内のところに来ると非常に橋にひっかかりやすいとか、いろんな問題が生じているので、いずれにしても、どうしようが危険なことは危険な部分があるということなのでしょうけれども。

ただ、私も流域懇談会のほうでかなり詳しくいろんなデータを持って議論をしていた

のですけれども、中州の問題については先ほど内田委員のほうからご指摘されたみたいに、中州を例えば2割残したり、この程度除去することがどの程度の効果があるのかということについても、割と細かいデータを示してご議論いただいていたので、そのデータをもう一度ご説明いただくか、あれが非常に綿密にやっていたし、場所ごとにどの程度効果があるのかとやっていた。私は治水が一番大事だと基本的に洪水経験者なので思っているのですけども、それを見て基本的にはそれほど大きな効果が、はっきり言ってしまうとないんですね。だから、2割残したとしても別にそれほどの、それを除去したからといって大きくドラスティックに変わるというほどのことが余り期待できないというのがわかったものですから、逆に言うと、その効果をこの場で確認していただいたほうがいいのではないかとというのが私の意見でございます。

資料提示をよろしく申し上げます。

○菅

私は、こういう河川の改修によって生態系が少なくなるということを非常に危惧しております。確かに、川は安全性ということを重視することも大事で、特に鴨川の場合は景観とか生態系の豊かさ、そういったことがやはり人から愛されている要素になっておりますから、やっぱりこの辺のバランス的なつり合いというのでしょうか、そこをうまくバランスをとりながらつき合っていくということになるかと思うのですけれども。

実は、ついこの間の土曜日に出町の中州の先端のところ、近所の学校の自然観察会のために自然観察指導員の方と一緒に下見に行った際に、頭の大きさ半分ぐらいの石を川から拾って見られたら、もう虫が、いわゆるトビケラとかいったものがいっぱいひっついてるんです。それで、指導員の方が「わあ、この石が一つあったら十分な教材になるわ」と言ってびっくりされていたのですけれども、実は石一つに何種類かの水中性の虫がいるという、やはり鴨川の生態系の豊かさというか、これはお金で買えない財産ではないかと思えます。こういったことを守っていくというためにも、できるだけ河川の改修というのは慎重にやっていただきたいと思うのですけれども。

きょう、お話を聞いておりました非常にいろいろと研究されたり苦労されていることはよくわかりました。上流域で20%の中州を残すという形で試験的ということですが、やっていたきたいと思うのですけれども、特に場所によって20%という数字にこだわらずに、例えばその形であるとか、あるいはこの辺を残そう、この辺はもっと削ろうとか、もう少しそういったことも様子を見ながら、できたらそういう生態系の専門家の方に

見ていただきながら、できるだけ慎重に。特に水の中の虫だけでなく、陸の昆虫とか野鳥とかいろんなものがおりますから、そういったものの絡みで、できるだけそういったものが残せるように。一方で安全性や防災面のポイントを考慮して、専門家の方の意見を聞きながら、もう少し流動的な形で進めていただけたらと思います。

○金田座長

ありがとうございます。

予定していた時間を全然無視した形で今ご意見をいただいておりますけれども、今のいろいろなご意見をいただいた中で、特に重要なのが河川流量にかかわるデータを一度お示しいただいて、そのことを含めてご意見をいただくというような機会を、ぜひとも次にご準備をいただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、そういうところも含めまして、またこの議論は続くと思いますが、とりあえずこの意見交換の（２）番をちょっとここで中断させていただいて、（３）番に移らせていただいてもよろしいでしょうか。

それでは、事務局のほうからよろしく願いいたします。

（３）鴨川（四条から御池）右岸高水敷整備案について

○事務局（山本）

そうしましたら、資料７のほうをごらんいただきたいと思います。今年度、予定をしております鴨川右岸、四条・御池間の高水敷整備案についての課題と、整備の方向性を御説明させていただきます。

現状と課題でございますが、四条から御池までの高水敷、これはさまざまなイベントで使用されるなど利用者が非常に多いところとなっております。ただ、現状の表面でございますが、コンクリート枠や石張り構造で、表面はでこぼこが非常に生じておると。下の左側の写真が三条から上流を見た写真でございますが、写真の下側の部分、これが矢印で示していますように自然石を設置したような表面になっていると。それから、その上流でございますが、コンクリート枠を設けて中に土を埋め込んだ状態というような形になっております。現状、非常に表面はでこぼこした状況ということで、歩行等に支障を生じるような状況。利用者からは自転車の走行、それから車いすの通行など支障があるというような苦情等も受けておるという状況でございます。

２番の整備の方向性でございますが、私どものほうとしては、一つコンセプトとして、

できる限り人にやさしく、あと鴨川の自然と調和した整備というのを図っていききたいと。それから上・下流、これは既に上流部においては鴨川公園等の沿道等で整備が進んでおりますし、下流部においても一部平板のブロック張り等の整備。それから、右・左岸ということで、対岸においても花の回廊等の整備で、整備が一部でき上がっているような場所もあると。そういった上・下流、右・左岸との均衡のとれた整備と、全体として景観等にも配慮するような形も含めて、鴨川の自然と調和するような整備を図っていききたいというのが一つのコンセプトとして持っております。

構造上の問題といたしましては、やはり洪水のときには高水敷の上まで流れることが想定されますので、高水敷の表面が流出しないような構造であること。それから、現状の問題となっておりますおうとつを解消し、歩きやすい表面、かつ洪水等が発生したとしても影響の生じないような耐久性、それから利用者が非常に多いところがございますので、そういった多数の利用による磨耗等がないような、そういう耐久性も必要かと考えております。あわせて、傷んだ場合においても容易に補修ができるようなものというようなことを構造としては考えていききたいというふうに考えております。

上・下流、左・右岸で現在使用しておる使用材料というのをここに列挙いたしております。対岸、それから下流部等では平板ブロック等による舗装、それから上流部の公園区域等においては、先ほど説明もさせていただきました土系の舗装というような状況がございます。基本的に現状の構造物ばかりの状況ではなく、緑化等も図って鴨川の自然と調和するようなことも考えていききたいということで、張り芝等を今考えております。

景観として、ここについては納涼床というようなものがございますし、それからみそそぎ川は鴨川の護岸ということで色合い、表面の調和するようなものでの整備を考える必要があると。それと、憩いというか、多くの散策の方もおられますし、それから夏の夕べのときには、休息されて夕涼みをされるような、等間隔で座られるような特徴のある区間でもあるということで、緑化等による和らげる空間整備が必要と。景観面ではそういったことが必要になってくる。あと、もう一つ特徴的なものとして納涼等、それから桜時期のイベント等、非常にこの区間はイベント等で使用されることも多い箇所であるというところで、そういった多数の方が来場するようなイベントの使用が可能な構造と。こういったものを満足するようなものを整備の一つの方向性として考えております。

きょうは、こういった右岸の高水敷の整備において、委員の皆様から鴨川四条・御池間でイメージされるものとして、さらにこういった方向性について考える必要があるので

はないとか、それから対岸のような形とか上流のような形とか、いろんな思いがあろうかと思しますので、その御意見なり意見交換をお願いできればというふうなことで、きょう提案をさせていただいております。

○金田座長

はい、ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明のように、もちろん鴨川ですが、四条・御池間の高水敷の整備事業についての考え方についてご説明をいただきましたが、何か御意見、御質問等がございましたお願いします。

はい、どうぞ。

○杉江

きれいになることは大変喜ばしいと思っておるのですが、鴨川のほうの既に整備をされた中流・上流域については、特に左岸側においてでも身障者用の車いすとか、そういうのが通行できるようにスロープができております。今回、御池・四条間の工事ですね、例えば御池の場合についてもスロープがありますけれども、ただ場所柄、自転車が入ってもらわないように柵をしてありますね。三条のスロープも実は柵があります。場所柄、放置自転車がすごくふえるので、それはやむを得ないことかなと思ったりはするのですが、逆にもう少し上流へ行くと、ちゃんと車いすも進入できるようにはなっておる状況ですので、それとの兼ね合いで、よしんばこの御池・四条間がきれいに整備された後、恐らく上流から車いすで散策される方も結構あると思います。その場合に、御池を越して、三条を越して四条まで行くと、さあ今度は、出口はどこかなと、恐らく仏光寺まで行かなだめやと。そうすると、全く整備されていませんから非常にぐあい悪いなということで。同時に、例えば四条大橋左岸の交番の階段がありますね、あれは高低差があるので今さらスロープは難しいにしても、もう少し上流でちょうど先斗町上がったところにお地藏さんがあるところにあいているところもあるけれども、そこもちょっと高低差があるかなと思ったりして、要はせっかくの親水性のある雰囲気になってくるにしても、そうした優しい河川環境という位置づけから見ると、車いすなんかが通り抜けるような環境にはならないのかなと思っているのです。ただ場所柄、それをやることによって、自転車がどんどんまた入ってきて、放置自転車がかなりふえるということもありますけれども、そういった点も。せっかくそういうので一般歩行者については優しい、また歩きやすい河川敷にはなっていくにしても、そういったこともちょっとまた考慮していただきたいなと思います。

○金田座長

はい、ありがとうございます。ただいまの整備に関しましては、車いす等、それから自転車等の両方の兼ね合いがあるけれども、それについてもご検討をお願いしたいということです。

ほかにご意見はございませんでしょうか。

それでは、今のところ、この整備事業についてのコンセプトはいろいろ考えてくださっておりますので、それにプラス今の御意見も含めまして、お考えをお進めいただきますように、我々としてはそのほうがよろしいというふうに理解をしてよろしいのだらうと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、大変おくれておりますので急がせていただいて恐縮ですが、意見交換の(4)番のところに「鴨川四季の日～秋～の取り組みについて」というのがございます、どうぞよろしく願いいたします。

(4) 鴨川四季の日～秋～の取り組みについて

○事務局（福井）

それでは、資料の8「鴨川四季の日～秋～の取り組みについて」をご説明いたします。

ことしの「鴨川四季の日～秋～」は、10月18日から11月10日にしたいと考えております。この期間内に予定されている、先ほども申しました知恵と力の博覧会に、啓発ブースを設置したいと考えておまして、鴨川条例の啓発を初め、府民会議の活動内容等の広報もしたいと考えております。そのほかは昨年と同様に、期間内の秋の行事をホームページ等で情報発信することとしております。

それと、別添に10月18日の鴨川合同クリーンハイクのご案内を配布しておりますので、ご参加いただきたいと思っております。

以上でございます。

○金田座長

何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

それでは、何かにわかに急ぎ始めて恐縮ですが、次の議題に移らせていただいてよろしいでしょうか。実は、ここで休憩をとるというふうに予定をいただいているのですが、ちょっと時間が押しておりますので、時間を節約しまして先に進みたいと思っております。適宜、席を外して必要な方はご休憩をおとりいただきたいと思っております。お許しいだきたいと思

ますが、意見交換の（５）番目に入らせていただきます。河川敷利用のあり方について２件ございますが、まず規制区域のあり方について事務局のほうから説明をお願いします。

（５）河川敷利用のあり方

●規制区域のあり方について●

○事務局（福井）

それでは、資料の９－１「規制区域のあり方について」をご説明いたします。

鴨川条例の規制開始後の状況につきましては、資料の18ページにお示ししている状況でございます。昨年度、バーベキューにつきましては禁止区域内の中止指導が91件、禁止区域外での自粛を要請したものが170件、それからバイク等の乗り入れにつきまして指導したものは1,372件ということで、規制区域内での行為の規制につきましては、皆様方のご実感されているように、確実に効果を上げているものと考えておりますが、実施している中で課題も出てまいりました。今回、その課題について御説明をしまして、御意見をいただきたいと考えております。

課題については２点ございまして、まずバーベキューの関係でございますけれども、鴨川条例の禁止区域での徹底した巡視指導によりまして、禁止区域内のバーベキューは減ってきたんですけど、禁止区域外のバーベキューが多く見られるようになりまして、周辺の住民の方からもやめるように指導してほしいとか、苦情とか要望をよく聞くようになってまいりました。また、鴨川条例の禁止区域外は従来からある都市公園の条例の指導もありまして、利用者からわかりにくいというような指摘も聞くようになりまして。京都府といたしましても、禁止区域の見直しを検討すべきかどうかを庁内でも議論しているところでございますけれども、現状を府民会議にお示しし、御意見を伺いたいと考えております。

資料のほうで、平成19年度の調査でのバーベキューを実際にやっておられるところの場所の区分、それと対比しまして昨年20年度の分というふうに比較して載せておりますが、昨年では禁止区域内は大分減っておりますけれども、それ以外のところ、例えば西賀茂橋周辺とか出雲路橋とか荒神橋周辺とか、この辺が大分ふえてきております。次のページは、写真で禁止区域での光景を載せております。

その次に、禁止区域を拡大する場合の検討案ということで、今回はご参考に見ていただけたらと思ひまして、禁止区域を拡大する場合の３つのパターンといたしまして、検討案を載せております。このバーベキューでの禁止区域の課題が１つでございます。

それと、引き続き、もう1つの課題でございますけれども、資料の22ページから「バイク等の乗り入れ禁止区域での課題」というものでございます。鴨川公園内に設置されているグラウンドを利用する方の中には、バイクで来場される方も多く、違反指導が後を断たない状況でございます。また、グラウンドの利用者からは公共交通機関では不便であり、バイクをとめることができる駐輪場の整備を求める声も多数寄せられております。参考までに22ページのところに、鴨川河川敷の利用施設を記載しております。利用者の利便性の向上のために駐輪場の整備をしていくべきか、公共交通機関もしくは自転車での利用を促すべきかということで苦慮しておりまして、府民会議で皆さんに意見を聞きたいと考えております。これにつきましても、駐輪場設置の可能性につきまして、参考までに記載しております。23ページは出雲路グラウンドですけれども、ここに設置するとした場合の想定図を載せております。

説明につきましては、以上でございます。

○金田座長

はい、ありがとうございます。

大きく分けて2件の課題について、ご説明をいただいたわけですが、バーベキューの禁止区域については、指導の必要な件数も極めて減っていて成果が上がっているのだけれども、それ以外の地域についての規制のわかりにくさもあって問題が残っていると。それについてどうしたらいいかということについての御意見をいただきたいというのが1件。

それから、もう1つは、バイクの乗り入れはよくないという指導が非常に多いと、しかし一方で、グラウンドへの利用者からはバイクの駐車というか駐輪というのか、その施設が欲しいという希望が寄せられていると、そういう問題にどう対応すべきかということの、大きく分けると2つの問題があるわけですが、御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

○大牟田

鴨川条例の食品を焼く行為を禁止するのと、ここは都市公園条例に準ずるということで、この条例の直火によるものは禁止というのとどこが違うのかということの一つお聞きしたいのです。

それで、都市公園に準ずるということですので、桂川との合流のところまで都市公園ということになるのでしょうか。ここの地図によると三条大橋から四条はもう消えていますね、ここはもう都市公園ではないのでしょうか。それで、余り特別区はつくっていただき

たくないんです。ここだけは火を使ってもいい、許されるというイベントのときなんかは許されるということでしょうか。

2点、お聞きします。

○金田座長

事務局のほうからお願いします。

○事務局（西村）

ご質問にお答えいたします。

まず、鴨川におきます都市公園の範囲でございますが、もう既に御承知の方、多数あるのかなと思って御説明をしておりますませんでした。三条大橋から上流、賀茂川通学橋までの範囲の左岸側、それと御池大橋付近から先ほどの賀茂川通学橋までの間の右岸側につきましては都市公園に指定されております。それと、上流側の柵野地区につきましては都市公園になってございます。さらに、下流のほうには鳥羽大橋付近でございますが、これは右岸・左岸一部都市公園に指定されております。それ以外のところにつきましては、都市公園の区域指定はされてございません。

1つ目のご質問は以上でございますが、もう1つは、都市公園条例と鴨川条例の内容につきまして、ご質問をいただいております。鴨川条例のほうは、かねがねご説明をしておりましたが、食品を焼く行為、一般にはバーベキューということで、条例の中にもバーベキュー等の禁止ということで書かせていただいております。都市公園のほうは、それに対比しまして直火ということで、公園の施設であります芝生とか、そういったものを傷めないようにという観点から直接の火を使うことを禁止されております。ですから、バーベキューとは若干形態が違うのかなというような形で考えております。

以上でございます。

○大牟田

わかりません。

○金田座長

わかりにくそうですが、もうちょっと簡単に説明をしていただけますか。

○大牟田

食品を焼く行為だって、今、芝生に直接つけない器具になっていますよね、だから同じということなのではないでしょうか、とにかく火を使っちゃいけないと。

○事務局（西村）

事務局からもう一度説明をさせていただきます。鴨川条例で規定しておりますバーベキューと申しますのは、最近でしたらバーベキューのコンロとか炉とか、そういった物を使って直接ではなく、若干、高い位置で食品を焼く行為を指してございまして、当然でございますが、鴨川条例のほうはバーベキューのコンロを使っているものだけを取り締まるのではなくて、直火で食品を焼いておれば鴨川条例で取り締まることができるという形で考えております。そのあたりのところは、資料20ページのところにも若干、公園区域内の行為ということで書かせていただいております。

以上でございます。

○大牟田

私が通っているところは北山と北大路の間ですけれども、そこは条例による禁止区域ではないのですね。そうすると、バーベキューをしているのを見たときに、これはどうなのですか、河川課の方が来られたら、しないようにと注意をなさると。

○事務局（西村）

現在、禁止区域外での指導のあり方ですが、禁止区域は明確に禁止をされておりますので注意をさせていただいて、やめていただくまで指導をさせていただいております。禁止区域外につきましては、周辺の方とか利用者の方から迷惑であるというような申し出がありましたら、その旨を相手方、焼いておられる方にお伝えしまして、周りの方が迷惑をされておりますので自粛いただきたいというようなお願いをさせていただいているところでございます。

○大牟田

わかりません、都市公園条例でいったら本当はバーベキューもいけないということですよ。

○事務局（西村）

済みません、私の説明が悪いみたいでなかなかお伝えできないのですが、都市公園条例では、あくまでもたき火であったり、直接火を燃やすような行為を禁止されてございまして、大牟田さんが言われております、足があるやつで、炉で焼いているようなものにつきましては、都市公園条例ではなかなか取り締まりまではいけないと。当然ですが、都市公園条例も鴨川条例も同じ規定がありまして、他人に迷惑を及ぼすような行為はやめてくださいということがございますので、その1点でお願いをさせていただいているようなところで

ございます。

○大牟田

わかりました、ありがとうございます。

○金田座長

では、ほかにご意見はございますでしょうか。どうぞ。

○森田

私は転勤族でいろんなところに住んでいたのですが、食品を焼く行為とといいますか、バーベキューとかジンギスカンとか、その手のものには都市によって非常に感覚が違って、非常に寛大なところと、京都などは非常に厳格なところがあると思うんです。これは、どこが正しいとか間違いではなくて、その土地、土地の習慣というか意識に合わせればいいと思うのですが、私の住んだうちで一番寛大だったのは北海道で、極端な場合はプロ野球の試合が行われている円山球場の外野席で始めた人たちがいて、さすがにそれはアナウンスで、「外野席でジンギスカンを始めたお客様、ご遠慮ください」というのが流れてましたけれども、割合、東北・北海道は一般的で、例えば直火ではないですけど芋煮会が秋には一般にやられていて、これは花見みたいなものですから、場所は規制されているところがありますし、飲酒運転の取り締まりなんていうのもやっていますが、これを一律に禁止しようということなんかは、だれも思いつかないわけですね。多分、このバーベキューというのは、そういう歴史や伝統のある年中行事では多分ないと思うので、地元の人がこれは困るというのであれば、それは規制区域を広げるという選択はありかなとは思いますが。ただ、やはりこういうのをやりたいという人もいるので、どこか場所を決めて、それは鴨川でなくてもいいのですけれども、やれるところはどこか。例えば、京都市内にはあるのでしょうか。

○金田座長

お願いします。

○事務局（西村）

鴨川条例の中で禁止区域、2カ所定めておりますが、それ以外のところについて、周りの方が迷惑でないということであれば、鴨川でも禁止区域外については実際のところはやっていただいているような状況でございます。その他、例えば桂川であったり、他の川につきましては禁止区域を設定しているわけではございませんので、周りに迷惑をかけない範囲でごみを処分していただいて、自由に使っているというのが実情でござい

ます。

○金田座長

はい、堀委員、どうぞ。

○堀

以前に西賀茂橋の近くでバーベキューをするのが、非常に煙が家の中まで来てという、西賀茂橋のあの辺は堤防の上ですぐ住居がつながっているということで、バーベキューをしてもいい場所、煙が住居に来ないで、そういうバーベキューに適した場所を選定して、そこにバーベキューエリアというのをつくって、それ以外のところは禁止にしたらどうですかと言ったのですけれども、そういったことというのはどう考慮されるのか、どうなったのかというのを、以前そういうことをちょっとお願いしたような気がするのですが。

○事務局（西村）

堀さんのほうから、以前もそういうお話をいただいておりまして、庁内でもやはり厳しく規制区域をどんどん広げていくという方法をとればとるほど、できるところを何とか確保するほうがいいのかということはお出しております。ただ、京都にお住まいの方々ですとよく御存じですが、鴨川沿いはどうしても人家が非常に多いと。下流のほうで、もしもそういう場所が見つかったとしても、周りの方がご同意いただけるのかどうか、そういうところをちゃんと皆さんのご意見を伺いながら進めていかななくてはならないのかなと。当然、禁止区域の拡大ということを頭に検討を始めたところから、どこかできる場所はないのかということも並行して考えているという状況でございます。

○金田座長

このバーベキューにつきましては、ただいままでの質問や事務局のほうでの検討状況の話のように、基本的に規制のある場所、禁止場所と、それ以外についての取り扱いが一般に不明確な印象にならざるを得ないというところに大きな問題があるというのが一つ。それから、理想的に言えばバーベキュー禁止区域を拡大し、一方で可能な適地をつくって、そこでやりたい人はやっていただくというのが理想だけれども、なかなかそれも難しいのだけれども、そういうふうな方向で検討すべきだというご意見を既にいただいているわけですが、そのことについてのいろんな皆さん方のご意見をいただけたらありがたいというのが現状だということだと思います。

○田中

どこかを禁止すれば禁止でないところへ、やはりアウトドアの遊びとして、だんだんそう

いう人口はふえてきていますので、人様あるいは住宅地域の人に迷惑をかけるという視点もさることながら、実はだんだんと上流へ上流へとふえてきております。この夏も、随分にぎわっておりまして、一番危惧しているのは、水質だとか生態系への影響、悪化を上流域では心配をしております。それで、やっぱり食べた後の、このごろ土にも返らないようなナイロンだとか発泡スチロールだとかアルミだとかいうものを、やはり放置したまま行く人が多いですから、週明けは大変なごみの掃除に出かけなくてはならないというのが続いているわけです。だからといって、禁止にさせていただきたい、あるいは禁止したほうがいだろうという、またどこかへ結局は移動しなければならないと、たちごっこのような状況になるのですが、そういう川の生態系への影響、川へごみを捨てるな、水に流すなということで徹底したほうがいいのか、そういう運動をしていったほうがいいのか、それとも、やはり鴨川の一級河川としての起点まで規制するべきかどうかということも含めて議論させていただきたい。こんなことを言えば、まただんだん上へ行って、山のてっぺんまで上がってくるのではないかというふうなことも考えられますけれども、そんなところまでは余りにも遠過ぎて、しないであろうと思うのですが、私が今一番心配しているのは、そういった上流域での河川への生態系への影響と水質の影響を心配しているところであります。これは議論をぜひさせていただきたい。

○金田座長

問題点をまたご指摘をいただいているのですが。

はい、どうぞ。

○川崎副座長

今のご意見のとおり、上流域とか特別な地域というのはやはり重要だと思いますし、今回、条例で制定したときも、ある程度駐車場が非常に大きくとれたり、川の面積が大きくて、普通以上にバーベキュー面積の広いところを特定化していると思うんですが、今後、先ほどのたちごっこという話もありましたけど、通常部分の河川部分のところに拡大するとすると、例えば高野川の周辺なんかも非常にふえてきて、この周辺は車を置けないのですけれども、学生がよく知っていて、うちの学生なんかも御迷惑をかけていると思うのですが、きょうも1つ、2つやってみましたね。ですから、まだ苦情は多分大きく出てないのかもしれませんが、拡大するとほかに波及していくのと、もし波及した問題点が今後こうすることで3年、4年、5年と続けていくと、そこはやっぱり指定するのと指定しないのと、公平・不公平をきちんと明確に論拠をしてくださいということと言われると

思うんですね。ですから、そのことを考えておくと安易に今苦情が多いからといって進めるのではなくて、やっぱりきちっとした論拠をもって、拡大するならば拡大する論拠をフィジカルな意味でもきちっと面積だとか、先ほどの上流部分だとか、水質に影響を及ぼしやすい場所とか、そういうことをやっぱりきちっと明確にしておいたほうがいいのではないかと思います。安易に私は拡大するのは、ちょっと危険かなというふうに思います。

○金田座長

ほかにご意見はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○堀

安易に拡大するのは危険だという考え方の根底には、悪いことを証明しないとイケないという。バーベキューをしてもいい条件は、こういう条件だと。住居からこのぐらい離れているとか、そういうことをして、それで当てはまるところはどこだといったほうがいいのではないですか。やっぱり住居までにおいが来る、周りに住んでいる者は非常に迷惑をするのは、バーベキューをしたら煙がどういうふうに流れるから、やっぱり住居に近いこういうところはだめだという、悪いことの条件をきちっとして、そこに当てはまるところは全部禁止区域にするという考え方のほうにしないと、いいか悪いかと言っていると非常に抽象的な議論になるのではないかなという気がします。

よく裁判で悪いことを証明せよとか、被害者に相手がやったということを証明せよといって、医療関係の訴訟なんかで非常に証明するのが難しい、病院の過誤が難しいというか、やっぱりもう少し被害者の立場に立って、こういうことは非常に危ないから、こういうことは迷惑をかけることだから、こういう条件のところは禁止区域にしようという、そういう発想でお願いしたいと思います。

○金田座長

ありがとうございます。ほかにご意見はございませんでしょうか。

はい。

○内田

こういう言い方でいいのかと思いますのは、苦情が増加傾向にあるということで、こういう議論になっておるのですけれども、どういう苦情があるのか本当はわからなくて、空論しているのではないかという気がします。基本的には私の意見だけ申させていただきますが、やはりいろんな文化の中で、特にバーベキューをやっておられる方を見ますと、若

い方、それから国外の方もたくさんおられて、ある意味では京都ということ进行宣传していただいているようなところがあるように思いますし、楽しくやられるのを余り規制したくないと思うので、具体的にバーベキューをやめるように指導してほしいという御意見はどのような意見なのかなというのをちょっと。この場でそういうことを決められるわけではないと思いますけれども、やっぱり意見を申し上げるためには、そういうこともちょっと開示してほしいと思います。

○金田座長

はい。

○杉江

私どもは鴨川の美化運動をずっと長いことやっているのですが、このバーベキューは今から六、七年前ぐらいからですね、そういうこともあって条例化されて、ある程度規制区域ができたわけですが、まず一番大事なものは、普通やと持ち込んだごみは必ず持って帰りますよね。ほとんどが残っているのです、中にはそれこそ油でこてこてになった焼き台なんかを鴨川で洗ったり、もちろん当然油も入っていますから、そういうのも流したりとか、ひどいときには我々は上流の賀茂川の中まで掃除をするのですが、きょうお休みですけど漁業組合の三谷さんなんかでも川の中に入って掃除をなされるのですが、ジュラルミンのビア樽とか焼き台が川の中に全部ほかしてあるんですよ。ほとんどごみはそこそこにナイロンの袋に入れてぽいとです、それがざあっと下流に流れていきます。そんなのが中州、寄州にとまったりも当然しております。本日お越しの中村さんなんかも川に入って鴨川を掃除なさっていますけれども。みんながみんなとは言いませんけれども。

それと特に、におい、煙ですね。もちろん中にはマナーのまあまあよい方がおられて、ごみは持ちかえるけど、まずほとんどほかして帰られます。一番それで難儀をするのは、先ほども田中さんの話があったように、焼き肉ですから油ものですわ、そんなのを鴨川の上流のほうで砂と一緒に洗って、もうそのままです。焼き台なんか貴重なものだから持ってかえる人も結構いますが、中には川の深いところに全部沈めてしまうんですよ。そういうマナーの悪さというのがありますのでね。

それと、手前どもが清掃活動なんかをやったりすると、夜に来て木のベンチが焦げたりとかがしょっちゅうあります。だから、みんなが帰った後、特に夏場ですね。もう夜中からするんです。恐らく土木事務所のほうにも通報が入っていると思いますが、結果、人が

おらなくなると注意をしなかったら何をしてもいいというような形になってくると思うんでね。我々でも掃除をしたりして、「ここはあかんの違うか」という話をする、「いや、あそこまでがだめで、ここからはいいのやろう」というような形で、地図を見たらそうなっているやないかと。これは公園法でもいけないのと違うかというので、我々は行政マンでもないのでもう、「そうか、そしたらまた調べとくわ」という程度でやりますけれども、トラブルを起こすのはいいことないと思いますのでね。ですから、なまじっか初めのスタートの段階で線を引いたのがよかったのか悪かったか、どうかなと思ったりはしています。現状はそういうことが多々あるということですね。

○金田座長

いろいろなご意見をいただいておりますが、ほかにご意見はございますでしょうか。

この意見につきましては、ただいまのような御意見を踏まえて、ちょっと事務局のほうにお考えをいただきたいと思います。

それと、もう1つの話題について一つもご意見がないのですが、バイクの駐車が欲しいという要望と、それからバイクの乗り入れについて河川敷の散歩などとは相互にかなり矛盾することなのですけれども、これとの関係についての問題点がかなり大きくなっているようですが、ご意見はございませんでしょうか。

そうしましたら、これについてはちょっと改めて次のときにバーベキューの話を少しご検討いただいたときに、バイクに関しましても改めてご意見を承りたいと思いますので、ちょっと中断で恐縮ですが、この話題についてはとりあえず区切らせていただいて、もう1つの話題を御紹介いただきたいと思います。

ドッグランの設置要望が出ているようであります。次をお願いします。

●鴨川公園へのドッグラン設置要望について●

○事務局（福井）

それでは、資料の9-2の「鴨川公園へのドッグランの設置要望について」でございます。

鴨川公園にドッグランを設置してほしいという要望が提出されました。ドッグランについては、御存じの方もありませんがフェンスで囲った場所に犬を放し、自由に遊ばせるという施設でございます。自治体で設置している公園にも設置している例があると聞いております。鴨川公園に設置する場合には、河川敷に設置するということになります

ので、洪水の阻害にならない等の治水上問題ない施設であることが大前提かと考えておりますが、鴨川の利用のあり方にも関係することから、府民会議で皆様方の御意見をちょうだいしたいと考えております。

以上でございます。

○金田座長

最近、時々ドッグランが設置されているというところがあるのですが、これは私も犬好きなのですけれども、私の犬だったら教育が悪いのでこれはだめなんですけれども、実は犬自身の問題もありまして、訓練が行き届いている犬は仲良くやりますけど、そうではない犬もいますから、これはいろいろともう少し情報を得ながら御意見を承らないといけないのではないかなと思います。何か御意見がございましたら。

はい、どうぞ。手短かにひとつお願いいたします。

○堀

ドッグランですけれども、鴨川を今でもよく犬を散歩に連れてきている方がいるのですが、その中にはちゃんとふんを取ってされる方もいるけれども、ふんをそのままの方も。それから、犬の毛の掃除というのですか、僕はちょっと犬を飼ってないからわからないのですけれども、皆、家でしないで鴨川でするのですよね。それで抜けた毛をそのまま置いて帰るのですよ。悪い人はベンチの上に自分も靴で載って、その上でやって、それで犬だけきれいにして、すっと後に残して帰るといふ。犬を飼っている人のモラルですけど、まだこういうドッグランをしてきちっと自分で自分を自制する、そういうモラルに達していない人が多いような気がします。やはり、僕は毎日見えていますけれども、公共の施設を汚さない、きれいに使うという人が犬を飼っている人にまだ少ないような気がします。だから、まだドッグランを設置するには時期尚早、もう少し公共のこと、みんなのことを考えるモラルの熟成が先かなという気がします。

○金田座長

ありがとうございます。

ほかに、はい、どうぞ。

○細田

手短かに聞きます。そもそもこの要望書はどこからの依頼ですか、団体ですか、個人ですか、それともどのあたりに設置したいのか、ちょっとその辺のところは全くわかりませんので教えてください。

○金田座長

はい、お願いします。

○事務局（西村）

要望書につきましては、知事あてで出ておりますので個人名が書いてあったのですが、それは消させていただいております。設置を考える団体ということで、個人名が連名で書かれておったというような状況でございます。

大きな組織で出されているのかどうかというところまでは、当方は承知してないという状況でございます。

○金田座長

それでは、このドッグランにつきましては今、既に御意見をいただいているわけですが、ちょっとまたそれぞれの委員の方でご検討いただきまして、次のときにもう一度話題に出していただけたらいかがでしょうか。

○事務局（西村）

河川管理者のほうから先ほどご説明をいたしました、鴨川公園につきましては公園を管理している管理者がおりますので、そちらのほうから考えを御説明させていただけたらと思いますので、お願いします。

○事務局（長谷川）

鴨川公園は京都市内の貴重なオープンスペースでもありますし、ほかの都市と比べまして年間を通じて非常に多くの利用者がございます。そのためにも新たにドッグランを設置するには、当然その周辺の住民の方を初め、多くのほかの利用者の理解が不可欠かなというふうに思っております。

また、ドッグランの設置後の管理運営については、行政だけでできるものでもございませんし、あるいは利用者団体とかボランティアのサポートも必要になってまいります。そういった中で要望書をいただいておりますが、具体の場所等、そういったこともございませんし、現段階ではどこが適否かというような検討も始めておりませんが、今回の要望については鴨川の利用のあり方にもかかわるものでもございますし、府民会議での意見等も参考にしながら、設置の可否等についても判断をしてみたいというふうに思っております。

○金田座長

次回に、この件に関しましては、また御意見がありましたら承るということにして、先

を急ぐようで恐縮ですが、本日何とか御都合をつけていただいた委員の方々にぜひともちょっと御意見を承りたいと思いますので、意見交換の最後の（６）に鴨川に係る意見発表というところに入らせていただきます。

その資料のほうに前もっていただいている資料をとじてございますが、ちょっと御予定の関係で順番を私のほうで調整をさせていただきたいと思います。恐縮ですが、まずは金剛委員のほうから御意見をお願いできましたら。

（６）府民会議のメンバーによる鴨川に係る意見発表

○金剛

失礼いたします。第６回を欠席して申しわけございません。また、今回ちょっと資料のほうの配付の用意がございませんで、重ねて申しわけございません。

今回、いろいろ会議を重ねて、私もいろいろ拝聴させていただきまして、まず第一に一番強く感じますのは、鴨川の問題を考えると本当にさまざまな議題があって、テーマがあって、本当に問題が多岐に渡るなということを実感しています。

その中でも、まず優先すべきことは、きょうもいろいろ話題になっておりますけれども、やっぱり人命ということを見ると、さっきの災害の対策。これをやっぱり一番優先的に取り上げていただきたい。先ほどもいろいろ議論をなされているところですが、やはり地球環境も劇的に変わってきておりますので、各地で今、起こっているああいうことが京都では大丈夫なように、まずそこをしっかりとさせていただきたいというのが、ひとつ大きな要望としてございます。

あと、大変個人的なことになるのですが、私も今、親の介護とかで毎日忙しい日々を送っておりますが、これからますます高齢化の社会を迎えて、お年寄りがすぐくふえる中で、やはりお年寄りも憩えるところがあればいいのにとすごく感じております。京都を代表する山紫水明の鴨川のところで、お年寄りなどがふえると本当に心がなごむのではないかなと思います。鴨川へ行っても下へおりるところがなかなかなかったり、また車いすで行こうと思っても、最近のスロープとかいろいろ整備されておりますけれども、まだまだそういうところが不十分で。それから、高齢者が行ったときに雨風をちょっとしのげる場所ですとか、そういうあずまや的なものがあればいいなど。それはまた景観の問題ともかかわってくるので、いろいろ議論がなされる場所だと思いますが、そういう若いも若きも、お年寄りにも優しい、高齢者なんかも心がゆったりとくつろげるような、そういう優しい

公園というのはありがたいなというふうなことを日々実感しております。

ほかにいろいろ考えたりしておりますのですが、最後に鴨川の魅力の再認識というのをこの会議でする必要があるのではないかなと。この鴨川の特徴というのを考えますと、やはり京都を代表する歴史と自然との調和の魅力がみんなの心を引きつけてやまない。ほかの地域と比べると、東京とかは本当に大都市で高層ビルですとかイルミネーションの美しさですとか、そういう違った魅力がある。この間も神戸に行きましたら、ハーバーランドで、神戸はジャズの発祥地ですので、そこでイルミネーションとジャズの音楽のイベントをしておられて、これはこれでまたすごく楽しいイベントでした。それで、京都の魅力は何かとつくづく考えますと、やはり自然との調和ということを大事にしなければいけない。いろいろな整備というのはされなければいけないのですが、やはり原点に帰ったときに京都の本来のよさというのを壊さないような、ちょっと余りにも都市化といいますか、整備をされ過ぎて、きちんときれいになり過ぎると、今度は自然との調和という京都の本来の魅力が失われてしまうのではないかなという感じがちょっとありまして、京都の自然との調和のよさというのを大事にしていきたい。

今回こういう会議に出席をさせていただいて、鴨川は今後どうあったらいいとか、いろんな人に聞いています。そしたら、皆さん思い描く地域はいろいろ違うと思うのですが、余り変わらなくていいのではないかと、今が物すごく鴨川はすばらしいとか、結構、異口同音におっしゃって、整備しなければならぬことはどんどん進めていただきたいと思えますけれども、何か本来の京都のよさというのを大事にさせていただくような整備の仕方を考えていただきたい。そういう意味で、先ほどのジョギングロードなんか高齢者ははねとばされてしまうのではないかと、何かそういう感じもありまして、その辺のところも京都の文化と照らし合わせて考えていただきたいなと、ちょっと感想めいたことですが、失礼いたします。

○金田座長

何かご質問がございましたら。それでは、どうもありがとうございました。

いつものことながら時間の配分がうまくいかず申しわけないのですが、ちょっと川崎先生のほうも御予定がおありということなので、御意見をよろしく願いたします。

○川崎副座長

私もちょっと資料を用意してなくて大変申しわけございませんが、今まで委員の方々が多岐な御意見を言われたので余り言うことがなくなってきたのですけれども、基本的には

鴨川の一番大きな部分を支えているのは、鴨川の水の質というのを第一義的に厳しい管理を。やっぱりマネジメントの部分と制度の部分の両方でやっていかないといけないということで、先ほど上流部のお話もございましたけれども、当初、発足したときも環境保全区域をつくって土砂流出をしないということだけなのですが、それ以外に私は例えば景観だとか、そういう側面からも、京都市の景観区域に入っているものは市が担当したり、それ以外のところは要請することができるのですけれども、やはり別の制度面を少し保全区域以外にも考えて、例えば先ほどの資材置き場だとか、別の利用があったときに、それを抑制する方法を。何らかの体制をしっかりとっていく。マネジメントは当然厳しくチェックしていかないとと思います。

それから、2点目としましては、景観とかまちづくりの誘導ということで、今の意見とちょっと似ているのですが、現在、河川整備計画の中には南部のイメージアップのまちづくり連携を図るために、鴨川の眺望ポイントだとか、そういうものを大切にアピールしていきましょうということですが、具体的にどうアピールしていくのかというのは、先ほどの水辺の回廊計画なんかと関連するのかもしれませんが。具体的に、例えば歴史的な景観マップのようなものを整備とともに全体像がわかるようなものをつくっていったりと。それから風景賞だとか、例えば鴨川の風景を向上した建築物だとか、清掃だとか美化に対する賞を考えてインセンティブを高めるとか、そういう意味でのアピールをもう少ししていったらいいのかなと。

それから、もう1つは納涼床のような、町と水辺を結びつけるような人のにぎわいをちょっと高めるためのポイントというような。現代の納涼床というのはどういうふうにつくればいいのか難しいですけど、三条・四条間以外のああいふ発想をできるだけ。今回のイベントの中にもいろんな発想が出ているのですけれども、そういうものを日常の中にどういうふうにつくってあげればいいのか、腰かけるような場所もどういうふうにつくってあげればいいのかと。ベンチだけではなくて、河川区域というのは非常に長いものですので、護岸のエッジみたいなところを少し角度をとらせて、長い部分はどこでも座れるような形のベンチをつくるか、そういうことも必要になってくるというふうに思います。

それから、3つ目は、この会議でいろいろ議論がきょう非常に活発に出ていたのですが、利用の問題ですね。河川の利用については、例えば国のほうですと利用保全委員会みたいな形で、これからも市民からのいろんな要望書も出てまいりますし、バーベキューの問題もそうですし、利用に関するのはこの会議だけではなかなか議題が多いものですから、

それを精緻にその物件ごとに、現場だとかいろんなものを確かめながら議論をすべき何かが必要なのかなど。ちょっと私はよくわかってなくて、この京都府には委員会なり専門部会なりがあるのかもしれませんが、それは別途審議するものが必要なのかなというふうに思いました。

それから、もう1つは、京都の特例みたいなものがいろいろ出てきて、きょう、ちょっと治水の話が出たのですけれども、洪水を十分にするためには、例えばハイウォーターレベルの確保を絶対しないといけない、橋の高さを持たないといけないとか、橋脚を例えば2本、3本、4本のを1本にすれば、これは阻害率が少なくなるということもあるのですが、やっぱり京都というのは歴史性というものの継続というものもありますので、やはり若干の、私も治水が第一だと思っているのですけれども、そこと歴史とか景観とかのつながりの中で議論をしながら、橋梁だとか、そういうところも非常に大きな水辺景観の要素ですので、例えば汚れがついたら、それをどういうふうにマネジメントをするのかというのを市の側に任せるということだけではなくて、できるだけ府と市で対応を協議して、その根幹には歴史性というものを基準として少し持っていたいただいた議論があればいいなというようなことを考えています。ちょっと早口になりましたのですけれども、そのようなポイントを考えております。

以上でございます。

○金田座長

何かご質問がもしございましたら。

そうしましたら、ありがとうございます。順番がかなりアトランダムなのですけれども、中村委員のほうから意見の発表に当たってパワーポイントを準備していただいておりますので、ちょっと先に回させていただけたらと思います。よろしくお願いします。

それで、準備をしていただいている間に申し上げますが、私のところにメモが回ってきてまして、16時50分まで最大延長ができると書いてあるのですが、ということはそこで打ち切らないといけないということになってしまいまして、準備をしていただいている方には大変恐縮なのですが、あとどうしてもという方がおられたら、もう1人だけ意見表明をしていただいで、できましたら、あと次の第8回に回っていただけるとありがたいと思いますので、申しわけございませんが御理解いただきと思います。

○中村

済みません、それではお先に失礼します。中村です。

まず、簡単に野鳥のことを説明させてください。私たちは野鳥を見ながらバードウォッチングという形で楽しみ、そしてまた生態写真を撮ったり、絵をかいたり、俳句の季語になんかにもなっていますので、俳句をする方なんか仲間にもいます。鳥の声を録音しているいろいろ分析したりという楽しみ方もあります。

まず、これは鴨川でバードウォッチングをしているところですが、最近は小学校が積極的に総合学習でもやってくれるようになりました。そもそも鳥というのは1億4,700万年前にいたというふうな記録が残されておりますが、人間はうんと新参者なのだなというふうなことを感じております。よく小学校で「野鳥って何ですか」と子供が聞くのですが、大きく飼鳥と野鳥に分けられますね。インコとか文鳥のように飼って楽しむためにブリーディングをして販売されているのを飼鳥と言います。日本全国にいる野鳥というのはカモとかツバメですが、これらの鳥はすべて原則捕獲も狩猟もできません。鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律というのに守られていまして、勝手にとったりすると100万円の罰金です、懲役1年以下です。

地球上には大体9,900種の野鳥がおります。日本では542種ですが、これは2000年現在で、現在はもう600種ぐらいに近くなっております。鴨川ではといいますと、野鳥の会の記録では大体119種を観察しております。

鳥を分けるには、飛び方とか歩き方、ホッピングとかウォーキングと言うのですが、こういう歩き方なんかも区別の一つです。飛び方もいろいろあります。尾羽なんかも、こんだけの種類の尾羽を皆持っております。この尾羽によって渡りをする鳥か、そうでない鳥かというふうなことがわかります。

嘴もいろいろです、土の中の水生昆虫とか、いろんな物を食べる鳥は長い嘴をしております。ツバメなんかは空中の虫をとるのですが、こういった便利な嘴になっております。ヒマワリの種を食べるカワラヒワなんかは、すごく強い嘴をしております。鴨川にいるサギなんかは魚をくし刺しにしたりするのに便利な嘴です。カモは水の表面の水草なんかをとるために、嘴の周りがブラシの状態になって、水草だけが残って水が外にはみ出るようになっております。猛禽類は御存じのように肉を引き裂いて食べるように嘴が鋭いです。ですから、嘴を見れば野鳥の食べるものがわかってきます。

日本は、北はシベリア、南は東南アジアのほうから冬鳥と夏鳥と言っているのですが、それらの鳥のちょうど日本が中継地点になっておりまして、両方の鳥を観察することができます。ツバメに関しても、現在、京都で観察できるのは、ここにいますコシアカツバメ、

普通のツバメ、イワツバメ、リュウキュウツバメは省いてください、ショウドウツバメ、アマツバメ、ハリオアマツバメ、これらが観察できます。

鴨川は257haが鳥獣保護区に指定されております。これは京都府が指定しております。場所は上賀茂の高橋から竹田橋の間です。

先ほどちらっと言いましたが、1998年に国土交通省が河川法を改正しました。今まで、治水、利水を柱に法律を進めておりましたが、河川の水辺の環境を保全しよう、生態系を保全しようということから、環境保全というのが柱の中に加えられました。当時、国土交通省の河川管理部会というのが東京虎ノ門で開かれましたときに、日本野鳥の会を代表して、ちょっと河川環境のことで鳥を中心とした取り組みを報告してくださいということで、国交省のほうの会議に出席しました。そのときに野鳥と水辺の環境の話をさせていただいた結果、それでは全国野鳥の会が協力して環境のバロメーターである野鳥のことを一般市民の人も含めて普及啓蒙活動を頑張ってもらいたいというふうな形で話をしてきました。それで、野鳥の会は鳥が大事やから中州が大事、寄州が大事ではなくて、一般の市民の方が中州・寄州のことをどう考えておられるのかなということで、私は市民を対象にアンケートを実施しました、1998年のことです。もちろん野鳥の会員にも協力はしてもらいましたが、鴨川界限の方を対象にやりました結果、92%の方が中州・寄州は残すべきだと。特に、上流のほうは残すべきだと。1人だけが何もないほうがいいという、堀さんと同じような考えの方がいらっしゃいました。このときに北山あたりの方が、数年前に京都府が中州を全面的に取ったときに、水かさが少なくなってしまうと、すごく賀茂川が臭くなったのですね。ああいうことだけは二度としないしてほしいと、もしそういうことをするのだったら全面的に地域住民を集めて抗議に行くよというふうなことを言っておられました。

一般市民の普及・啓蒙活動の一環として新聞投稿もしました、中州のことを野鳥の会ではこういうふうに考えていますというふうなことを書きましたところ、数日後に京都府の河川課長がコメントを出していただき、私たちが開催するバードウォッチングにも出席していただきました。こういう形で鴨川の探鳥会を市民対象に実施することにしました。こととして10年になります。田中住職のいらっしゃる源流の志明院から桂川との合流地点、高瀬川との合流地点、そこらあたりまでをずっと歩いております。車いすの方も参加していただいております。もう10年だから10回以上往復したことになると思います。ちなみに今月は、八瀬から花園橋まで行きます。来年の春には志明院でお茶会をやろうという計画を田中住職と進めております。

中州や寄州のことですが、いろいろと話をしながら探鳥会を野鳥の会が始めたので、市民の方も参加してくださいという呼びかけを京都新聞が掲載してくれました。こういうふうには鴨川では、いろんな渡り鳥も集まってきているというふうなことなんか掲載してくれております。

先ほどちらっと話が出ましたが、高野川のところにイカルチドリという鳥が毎年繁殖するのです。そのことを京都府土木にお願いに行ったら、そこの作業についてはイカルチドリの繁殖の妨げにならないようにということで配慮がいただけました。これがイカルチドリです。そういった話し合いを京都府と進めた結果、やっぱり中州の草が全部なくなったら水鳥のえさがなくなるということを理解していただいて、少し刈り残しをした形で中州を管理していこうというふうには京都府が新聞に掲載してくれました。

これからは、皆さんと一緒にバードウォッチングをさせていただきます。

一番代表的なコサギです。これはカイツブリです、カイツブリは最近物すごく少なくなりました。本当に理由はわかりませんが極端に減っております。カイツブリというのは子供をおんぶして子育てをします。とってもかわいい鳥です。これは皆さんが御存じのカルガモさんです。よく道路を横断するときに、必ずお巡りさんが誘導してくれるようになりました。尾っぽが長いオナガガモです、嘴が広いのでハシビロガモって言います。これはアイシャドーが特徴のヒドリガモです、カモの中で一番小さい小ガモです。これはナポレオンハットという愛称で呼んでいますヨシガモっていうとってもきれいな鳥です。これは先ほども聞かれましたが、下流のほうにしかいないパンダガモ、ミコアイサという鳥です。このオオバンという鳥を見ていただきたかったのですが、映像が出ません。これがコバンではなくて普通のバンです。これがオシドリで高野川のほうにいます。御存じのとおりユリカモメです。皆さんよくミヤコドリというふうなことで伊勢物語の話が聞かれますが、ミヤコドリというのは上にいる鳥です、下にいるのがユリカモメで伊勢物語に出てくる白い鳥で、嘴が赤くって足が赤くって水に浮いて魚を食べて騒ぐのは、やはりユリカモメだと思います。ハマシギという群で飛ぶ、物すごくきれいな鳥は鴨川の絶滅種になっていると思います。人気のあるカワセミです。キセキレイです。ホオジロです。ヒバリです。オオヨシキリ、夏だけに来ます。これはノビタキで9月25日ごろに鴨川に立ち寄り、すぐ南へ帰っていく鳥です。イソシギという鳥で、これは年から年中います。有名なトビです。これはミサゴで魚しか食べない猛禽類です、鴨川の上流にいつもいます。これが生態系の頂点にいるオオタカです。

オオタカが大事なのではなくて、頂点にいるオオタカの住める環境が残っていますよと
いうことの証明だと思うんですね。オオタカのえさである小鳥類、小鳥類のえさである昆
虫、それらを養っている植物であり微生物、そういった環境が全部含まれているからオオ
タカを守りましょうということで国が指定して、オオタカを守っているのだと思ってお
ります。

水辺の環境です。世界的に水鳥の危機が叫ばれていますが、日本も同じです。諫早も一
緒です、鳥の住める環境を人間が失くしてしまっているから危機に陥っております。あり
がとうございました。

以上のことに配慮して中州の管理を京都府さん、よろしく申し上げます。

○金田座長

どうもありがとうございました。

またしても私の大変進行のまずいところで、時間が延びてしまいました。御準備いた
だいていた委員の方々には大変申しわけないのですが、次のときにお願いできますでし
ょうか。申しわけございませんが、よろしく願いをいたします。

それでは、予定を大分過ぎてしまいました。本日、御多忙のところ休憩もとらずに非
常識な会議の運営をいたしまして、まことに申しわけありません。毎回、謝っているよ
うな形で恐縮ですが、どうもありがとうございました。

○事務局（田井中）

金田様、どうもありがとうございました。これもちまして本日の予定は終了させてい
ただきます。

次回の日程は、11月に予定をさせていただきたいと思っております。事務局で調整の
上、改めてご連絡をいたしますので、どうぞよろしく願いをいたします。

本日はこれで解散させていただきたいと思っております。どうも長時間ありがとうございました。